

広川町第5次総合計画

基本構想・基本計画案
(原案)

福岡県 広川町
令和5年12月

〔目 次〕

広川町第5次総合計画	1
第1部 総 論	1
町の「これから」をともに切り拓いていくために。	1
1 計画策定の趣旨	1
2 第5次総合計画について	2
3 計画の性格と役割	4
4 町を取り巻く現状と課題	5
5 住民アンケートの結果概要	10
6 第4次総合計画の振り返り	13
7 時代認識とこれからのまちづくりの主な課題	15
第2部 基本構想	22
第1章 広川町が目指す未来の姿	22
1 まちづくりの基本理念	22
2 目指すまちの姿（将来像）	23
第2章 まちづくりのフレーム	24
1 人口指標（※現総合戦略及び検証値を掲載）	24
2 まちづくりの基本指標（暮らしやすさ・まちへの愛着・定住意向）	25
第3章 まちづくりの基本方針	26
基本方針1 暮らし 日々の安心と、ちょうどいい日常のあるまち	26
基本方針2 保健・医療・福祉 一人ひとりの生涯に寄り添うまち	26
基本方針3 産業・地域経済 暮らしに活気と賑わいがあふれるまち	27
基本方針4 環境保全 地域目線で考え、地球規模の行動を興すまち	27
基本方針5 教育・文化 郷土を守り、未来を担う人を育むまち	28
基本方針6 交流 人とまちの想いを結ぶまち	28
基本方針7 住民協働・行財政運営 持続可能な明日を築くまち	28
施策体系	29
第3部 前期基本計画	31
前期基本計画について	31
1 基本計画の目的と計画期間	31
2 SDGsによる取り組みの推進について	32
3 重点プロジェクト	34
基本計画の見方	39

基本方針1	暮らし 日々の安心と、ちょうどいい日常のあるまち	41
施策1-1	都市基盤（道路・公共交通）	42
施策1-2	上下水道・生活排水	44
施策1-3	住環境	46
施策1-4	防災・消防	48
施策1-5	生活安全（防犯・交通安全）	51
基本方針2	保健・医療・福祉 一人ひとりの生涯に寄り添うまち	53
施策2-1	健康づくり・保健活動・医療体制	54
施策2-2	子育て支援	57
施策2-3	地域福祉	60
施策2-4	高齢者福祉・介護保険	62
施策2-5	障がい者福祉	65
施策2-6	社会保障	67
基本方針3	産業・地域経済 暮らしに活気と賑わいがあふれるまち	69
施策3-1	農林業	70
施策3-2	商工業	73
施策3-3	観光業	75
施策3-4	新規創業者の育成と地域雇用	77
基本方針4	環境保全 地域目線で考え、地球規模の行動を興すまち	79
施策4-1	自然環境	80
施策4-2	循環型地域社会	82
施策4-3	衛生環境・動物愛護	84
基本方針5	教育・文化 郷土を守り、未来を担う人を育むまち	86
施策5-1	学校教育	87
施策5-2	家庭教育・青少年健全育成	90
施策5-3	生涯学習・社会教育	92
施策5-4	スポーツ・文化芸術	94
基本方針6	交流 人とまちの想いを結ぶまち	96
施策6-1	地域間交流（国内・国際）	97
施策6-2	移住・定住・出会い	99
基本方針7	住民協働・行財政運営 持続可能な明日を築くまち	101
施策7-1	住民協働	102
施策7-2	人権・男女共同参画	104
施策7-3	行財政運営	106

第 1 部 総 論

町の「これから」をともに切り拓いていくために。

1 計画策定の趣旨

本町では、令和 3 年 3 月に「だれもが元気で笑顔に満ちたまち 広川」を将来像とした第 4 次総合計画（改訂版）を策定し、「定住を進める」「豊かに暮らす」「人を育てる」「地域を基礎に」の 4 つの基本理念に基づく計画の着実な遂行に努め、取り組んできました。

一方で、近年は人口の減少、コロナ禍による世界的な影響等、世の中が混沌とし、先行きが不透明な時代となっている中で、めまぐるしく変化する状況に対応し、住民のより良い暮らしのあり方に着目したこれからの時代にふさわしいまちづくりが求められています。

現在の第 4 次総合計画（改訂版）が令和 5 年度で終了することを機に、まちづくりを担う多くの主体とともに、地域の魅力を高め、町の未来を切り拓いていく方向性を明らかにする新たな「道しるべ」として広川町第 5 次総合計画を策定し、町内外とのつながりや活力のさらなる発展を遂げる「新たな 8 年」を創っていくために、住民と行政がともに行動するまちづくりを推進します。

なお、計画の推進にあたっては、健全な財政運営に努めるとともに、計画の進捗状況及び成果を検証しながら、住民・地域等、多様な主体がそれぞれの役割を共有し、協働のまちづくりを進めることで、まちの活性化を図り、町の魅力をさらに高めていきます。

2 第5次総合計画について

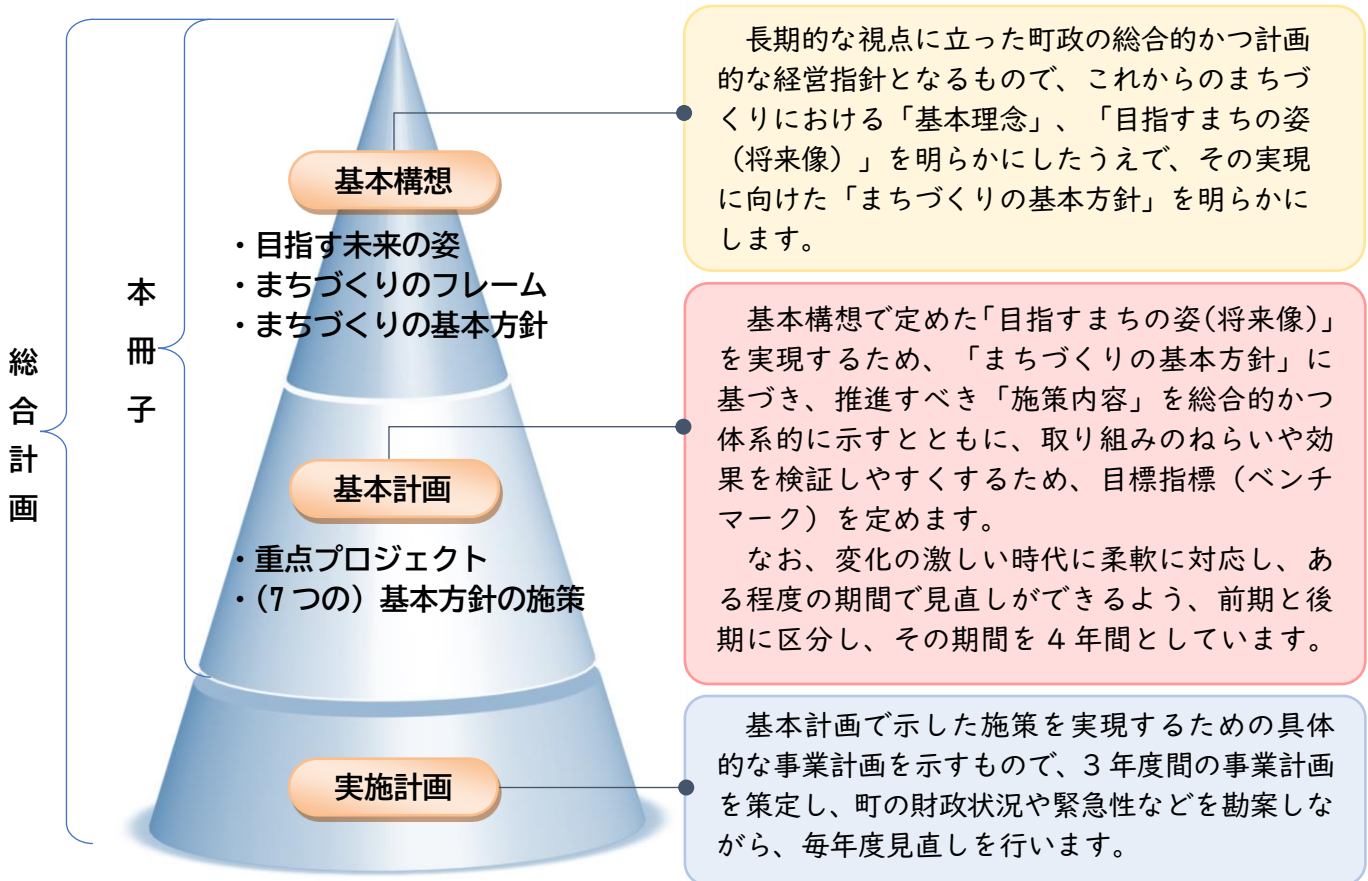
(1) 計画の構成・計画期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成し、行政運営の基軸として本計画を構成する基本構想・基本計画・実施計画の3つの計画が、相互に目的と手段の関係でつながる三層構造の計画体系を構築します。

また、町を取り巻く現況・課題を踏まえ、住民と行政が連携、協働して地域資源を生かし、町の活力や魅力を高め、今後のまちづくりの方向性と必要な施策・事業を示し、一人ひとりがまちづくりに主体的に参画・協働するための共通目標とします。

「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の概要と期間は以下のとおりです。

図表 「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の概要及び計画期間



計画
期間

[基本構想]

令和 6 年度 ~ 令和 13 年度 (8 年間)

[基本計画]

前期 令和 6 年度 ~ 令和 9 年度 (4 年間)

後期 令和 10 年度 ~ 令和 13 年度 (4 年間)

(2) 計画位置づけ

本計画は、町政の最上位計画に位置づけられ、広川町の将来像や基本的な行政の取り組みを定める計画です。

また、これまでのまちづくりの成果や社会潮流、町を取り巻く状況や課題を踏まえ、各分野で策定する個別計画は、本計画で示す将来像や施策目標の実現とともに、社会情勢や制度改正に的確に対応するため、より具体的な施策・事業計画と位置づけます。

(3) 持続可能な社会の実現を地域の目線で行動していくために

【SDGsによる目標との関連付け】

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

SDGsの目標(17のゴール)は、世界共通の目標であり、本計画においてもこうした流れを踏まえ、各施策にSDGsの目標を関連付け、計画の推進を通じて、持続可能なまちづくりに向けて取り組むこととします。



3 計画の性格と役割

本計画は、本町のすべての分野における行財政運営の基本となる“最上位計画”として位置づけられ、今後のまちづくりの方向性を示すものであり、以下のような役割を持ちます。

また、まちづくりの新たな視点として、地域の現状や第4次総合計画(改訂版)における数値目標や施策での達成状況、住民のニーズ等を踏まえた施策の構築を進めます。

さらに、進展する少子化や長寿社会、地域経済の低迷への対応といった人口減少が引き起こす様々な課題は、分野を横断して取り組むべき重点課題と捉え、持続可能な発展に向けて新たなニーズや課題に対応した取り組みを推進します。

そのほか、SDGs(持続可能な開発目標)やデジタル化などの時代の流れに沿った視点を取り入れつつ、激甚化する自然災害やウィズコロナ、アフターコロナといった社会情勢の変化に柔軟に 대응できる内容となるよう留意します。

【 総合計画の役割 】

役割 1	役割 2
<p>参画・協働のまちづくりを進めるための共通目標</p> <p>今後のまちづくりの方向性と、必要な施策をわかりやすく示し、住民一人ひとりが主体的に参画・協働する、まちづくりの共通目標となるものです。</p>	<p>自立の地域経営を進めるための行財政運営の指針</p> <p>地方分権時代にふさわしい地域経営(町域全体と町行政の経営)の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための、行財政運営の総合指針となるものです。</p>
役割 3	役割 4
<p>広域行政に対する連携とまちづくりの主張の基礎</p> <p>国や福岡県、周辺自治体などの広域的な行政に対して、計画実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させ連携の基礎とするとともに、本町のこれからのまちづくりの主張となるものです。</p>	<p>まちづくりを着実に推進する進行管理</p> <p>計画を着実に推進していくために、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の4段階からなるPDCAサイクルを実施し、評価・改善を行うことを想定した計画としています。</p>

【 新たなまちづくりの視点 】

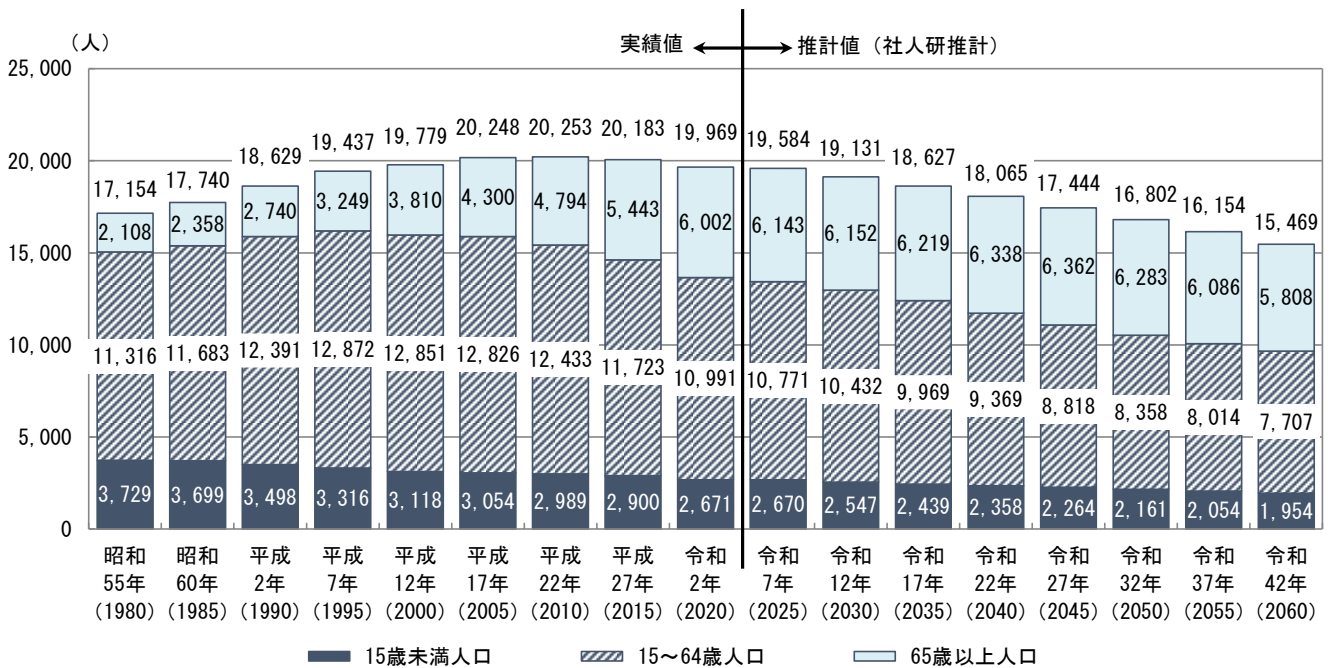
視点 1	視点 2	視点 3
<p>第4次総合計画(改訂版)での取り組みを踏まえた発展的な施策展開</p>	<p>地域の特性を生かし、社会の様々な変化に対応する地域づくり</p>	<p>SDGsによる目標との関連付け、持続可能な発展に向けた新たなニーズや課題への対応</p>

4 町を取り巻く現状と課題

(1) 人口推移

本町の人口は、国勢調査及び平成30年3月の国立社会保障・人口問題研究所による年齢3区分の推移をみると、15歳未満人口は昭和55年(1980)以降、減少推移が続いている一方で、65歳以上人口は増加推移となっており、少子化、長寿化の進行がみられます。

図表 人口推移及び将来人口推計(年齢3区分人数)
(昭和55年(1980)～令和42年(2060))



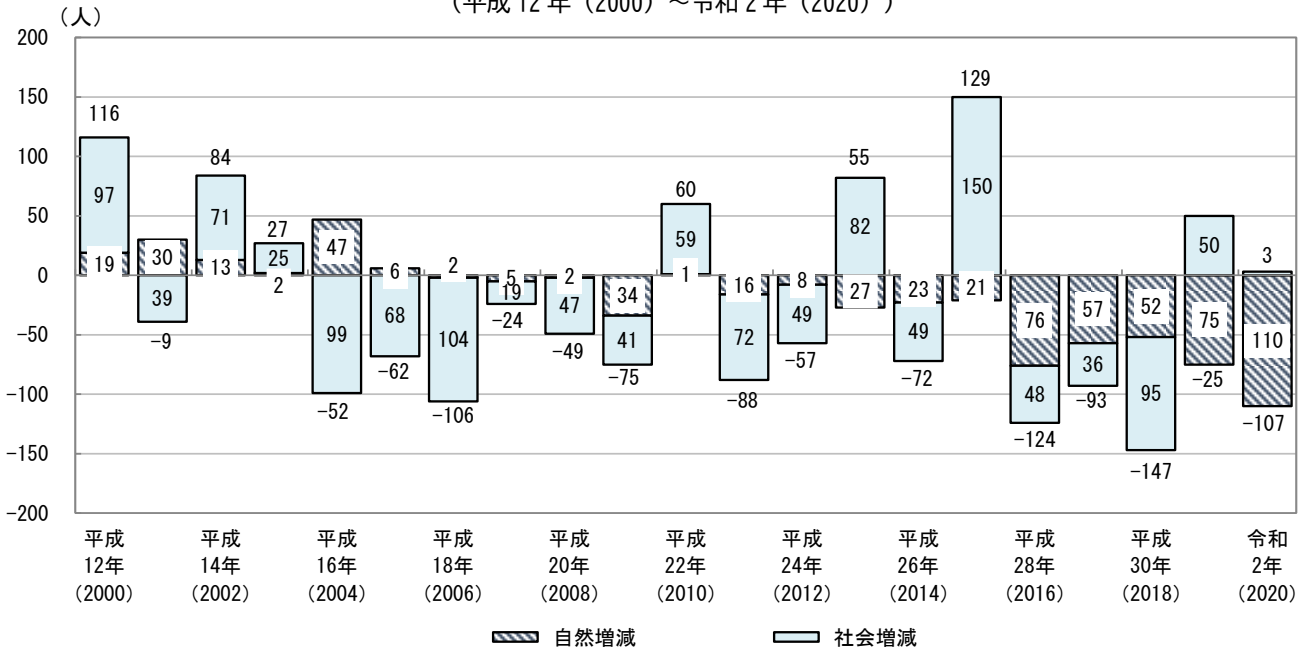
※平成2年～令和2年は国勢調査人口(総人口は年齢不詳を含みます)

資料 平成2年～令和2年国勢調査・令和7年以降社人研平成30年3月推計

(2) 自然増減・社会増減による人口動態

自然増減(出生数・死亡数)、社会増減(転入数・転出数)の推移から、平成12年(2000)以降の人口動態をみると、各年で増減がみられますが、区間全体としては人口減少の年次が多くみられ、平均-29.5人/年の人口減となっています。

図表 人口増減(自然動態数・社会動態数)の推移
(平成12年(2000)～令和2年(2020))



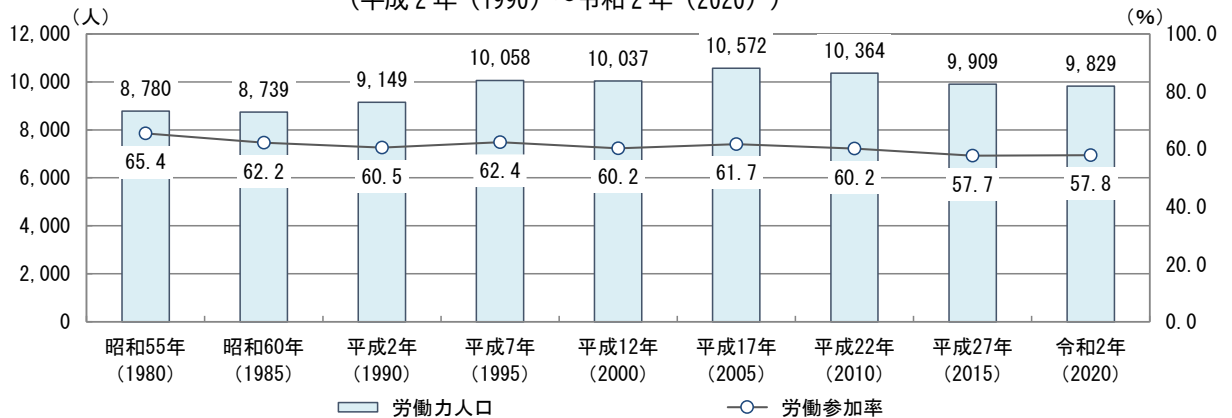
※平成20年～平成29年は日本人移動のみ、平成30年以降は外国人移動を含みます。

資料 人口動態統計(日本人移動)

(3) 労働力・就業状況の推移

国勢調査による労働力人口は平成22年(2010)以降、減少推移が続いており、令和2年(2020)の労働力人口は9,829人、労働力率は57.8%となっています。

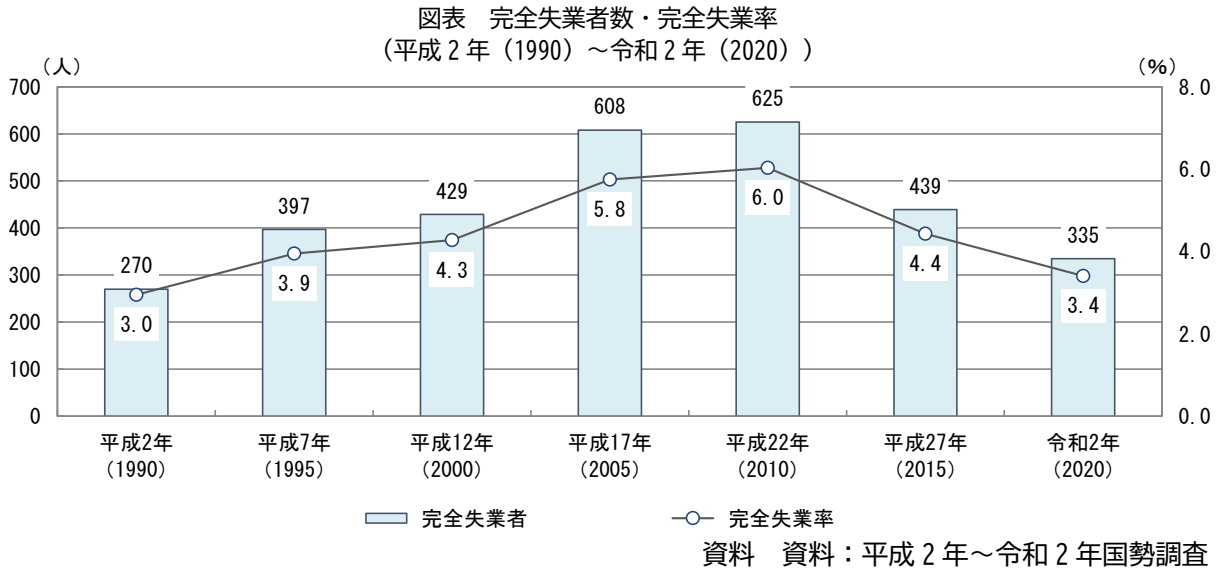
図表 労働力人口・労働参加率
(平成2年(1990)～令和2年(2020))



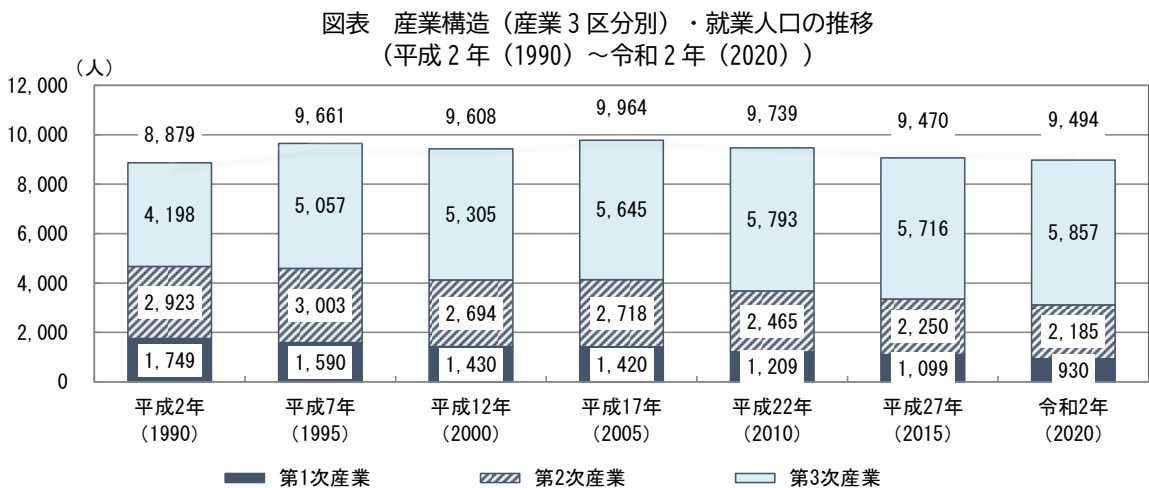
資料 資料：平成2年～令和2年国勢調査

完全失業者数は平成 22 年（2010）まで増加推移が続いていましたが、その後は減少し、令和 2 年（2020）の完全失業者数は 335 人、完全失業率は 3.4%となっています。

少子化や長寿化、人口減少による労働力の減少が経済成長に及ぼす影響を軽減させるためには、労働参加率の上昇による「量の増加」、生産性の向上による「質の改善」が重要であるといわれており、引き続き担い手の確保や働き方、新たな技術の活用等が重要となります。



国勢調査による産業別（3 区分）就業人口は、労働力人口の減少とともに減少しており、第 3 次産業の就業人口が増加する中、第 1 次・第 2 次産業の就業人口は減少しています。

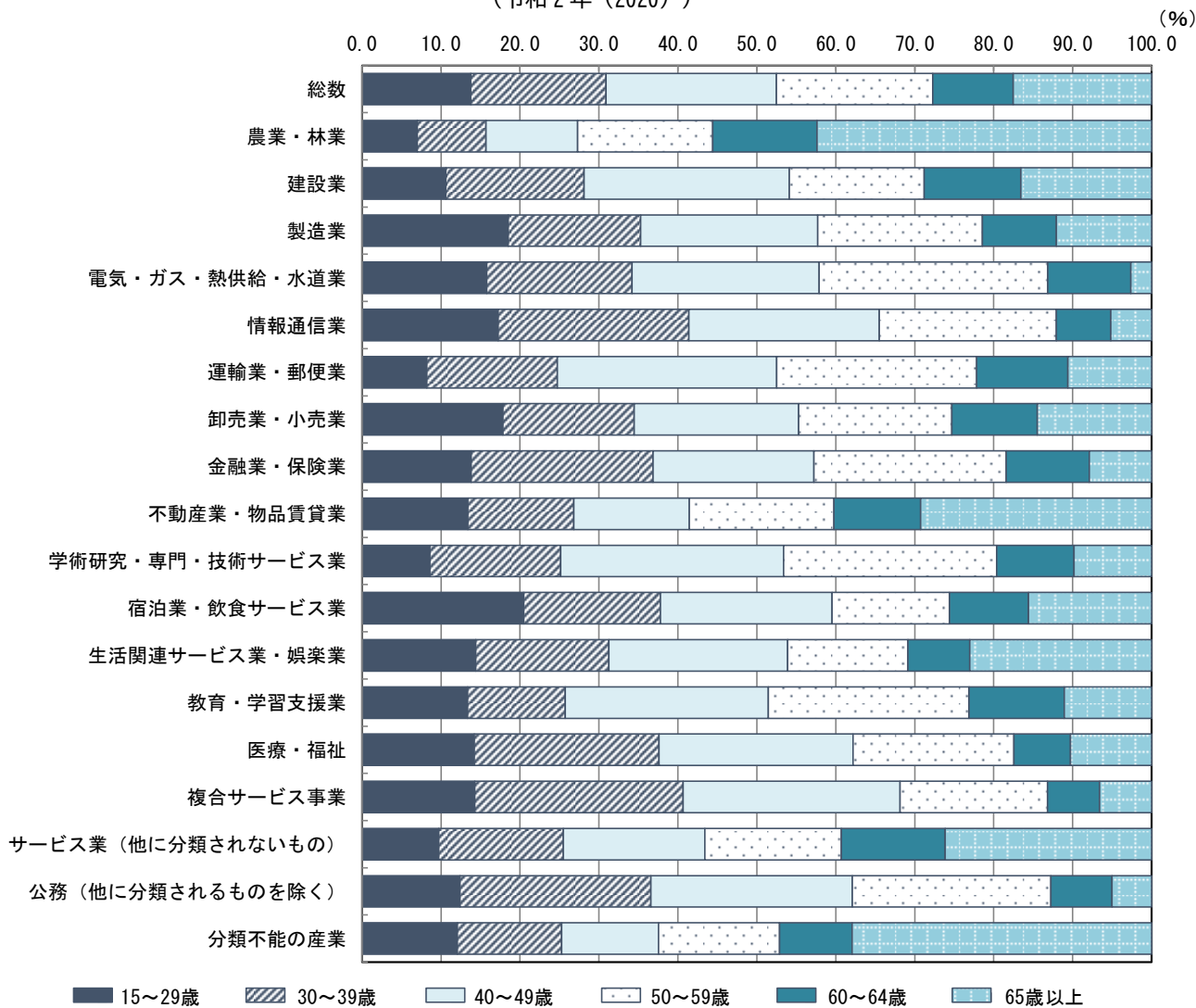


※就業人口の合計は分類不能を含みます

資料：平成 2 年～令和 2 年国勢調査

令和2年（2020）の大分類による年齢別の就業人口構成比では、特に農林業の50歳未満の就業人口は、3割を下回っており、このままでは担い手を十分に確保できず、衰退が懸念される状況にあります。

図表 産業別就業者の年齢構成比（大分類）
（令和2年（2020））



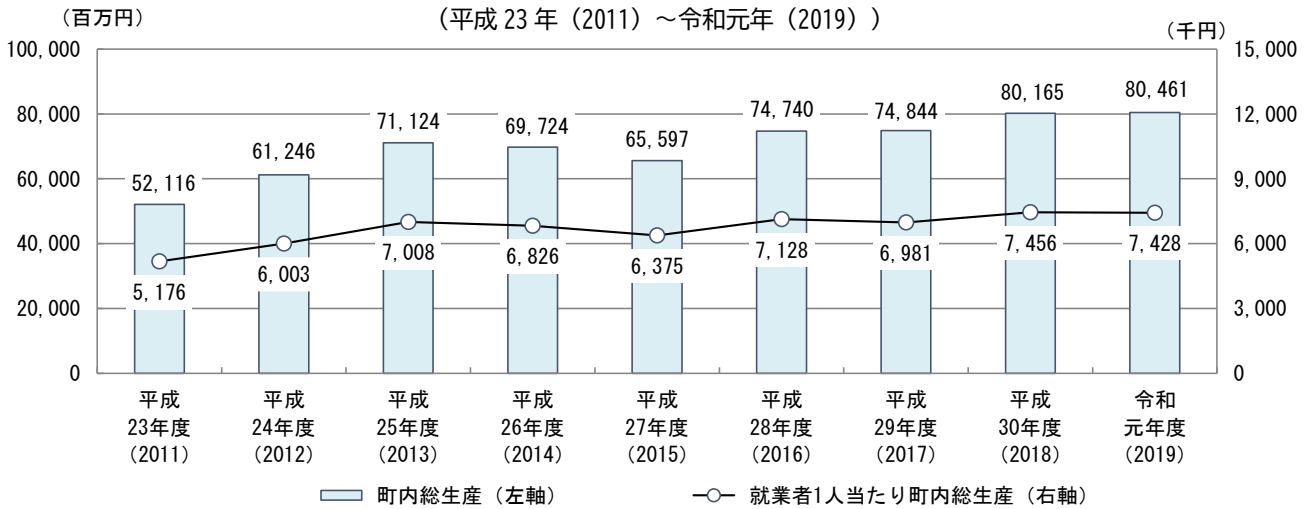
資料 令和2年国勢調査

(4) 町内総生産・経済規模

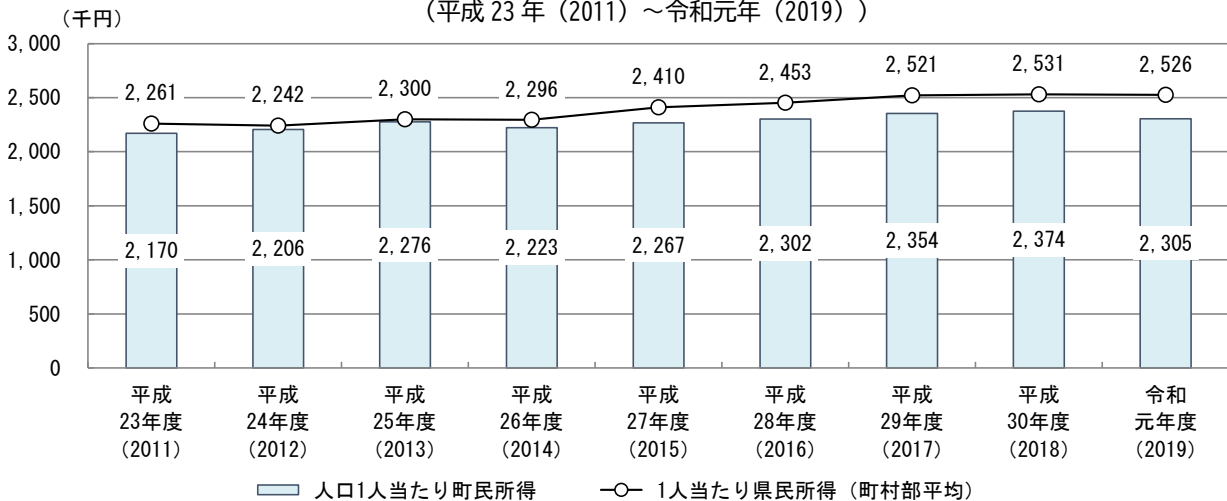
町内総生産は、平成 23 年度（2011）以降 500～700 億円規模で推移していましたが、平成 30 年度（2018）以降は、800 億円規模で推移し、令和元年度（2019）では 804.6 億円（対平成 23 年比（2011）：約 1.54 倍）となっています。

また、町内の労働生産性をあらわす就業者 1 人当たり総生産は、平成 28 年度（2016）以降 700 万円規模で推移しており、令和元年度（2019）では 742.8 万円（対平成 23 年比（2011）：約 1.43 倍）となっています。

図表 町内総生産・就業者 1 人当たり総生産
(平成 23 年 (2011) ~ 令和元年 (2019))



図表 人口 1 人当たり所得 (県・町)
(平成 23 年 (2011) ~ 令和元年 (2019))



資料 令和元年度市町村民経済計算書

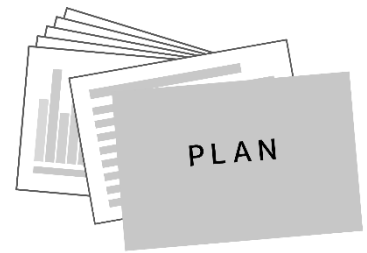
5 住民アンケートの結果概要

《 一般住民調査概要 》

- 調査対象：広川町にお住まいの18歳以上の方
- 抽出方法：調査対象より2,500名を無作為抽出
- 調査内容：1. あなたご自身のことについて
2. 広川町での暮らしについて
3. 広川町の取り組みについて
4. コロナ禍における暮らしについて
5. これからのまちづくりについて
- 調査期間：令和4年8月～9月
- 調査方法：郵送配付・回収、WEBアンケート
- 回収率：41.5% (1,037票/2,500票)

《 小中学生調査概要 》

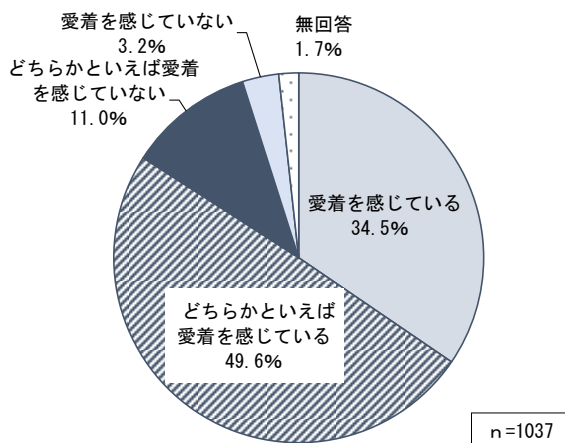
- 調査対象：町内の小中学生（小学4・6年生・中学3年生）
- 調査内容：1. あなたご自身のことについて
2. 広川町について
- 調査期間：令和4年10月
- 調査方法：WEBアンケート
- 回収数：549票



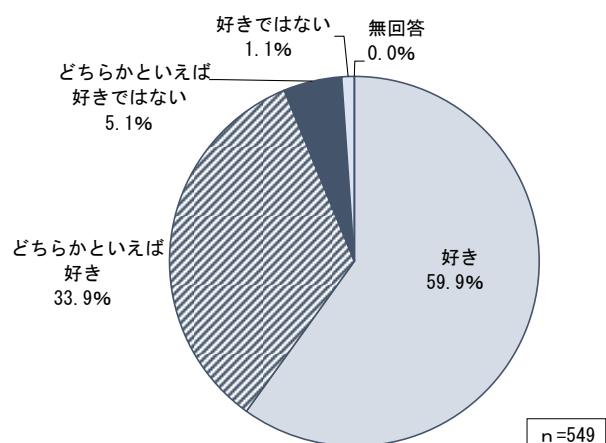
(1) まちへの愛着・好感度

- ◎ 一般住民では8割台半ば（84.1%）の方は「愛着を感じている」、「どちらかといえば愛着を感じている」、小中学生では9割強（93.8%）の方は「好き」、「どちらかといえば好き」と回答しています。
- ◎ 多くの住民がまちへの愛着、好感を持っていることがうかがえます。

図表 まちへの愛着
(一般住民)



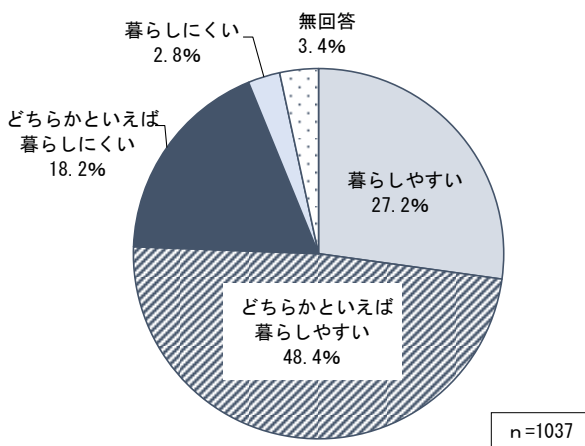
図表 まちへの好感度
(小中学生)



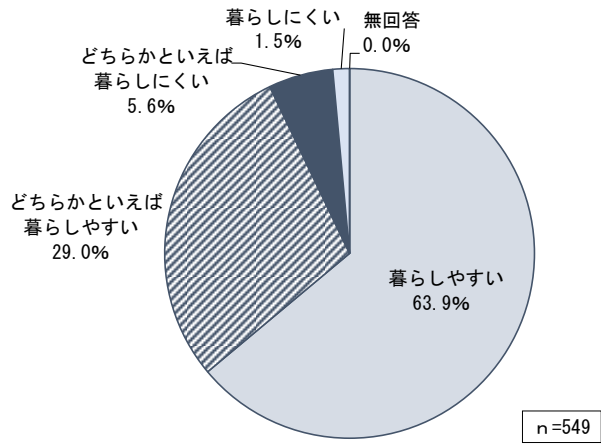
(2) 暮らしやすさ

- ◎ 一般住民では7割台半ば（75.6%）の方、小中学生では9割強（92.9%）の方が「暮らしやすい」、「どちらかといえば暮らしやすい」と回答しています。
- ◎ 「どちらかといえば暮らしにくい」、「暮らしにくい」と回答した一般住民は2割強（21.0%）を占め、一人ひとりの感じる暮らしやすさが多様化しているとみられます。

図表 暮らしやすさ
(一般住民)



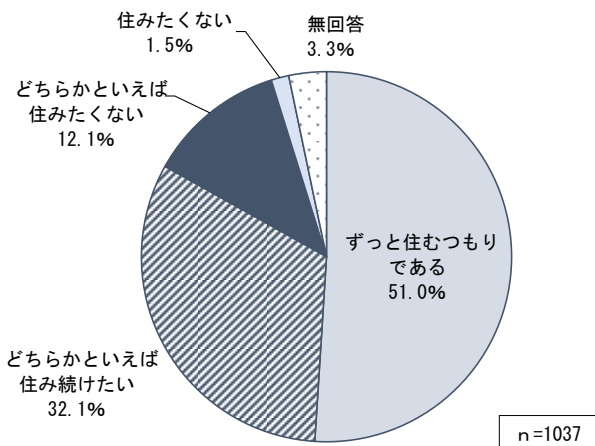
図表 町への好感度
(小中学生)



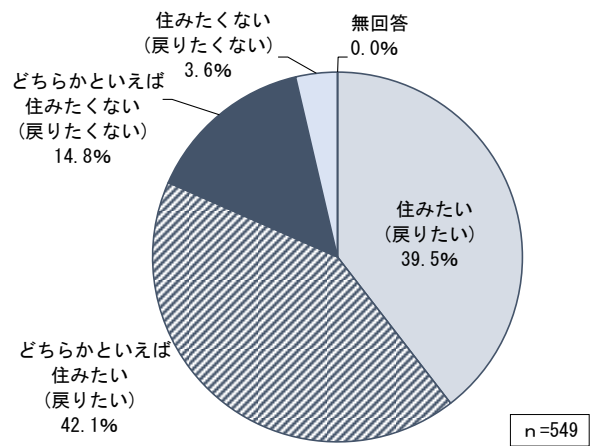
(3) 定住意向

- ◎ 一般住民では8割強（83.1%）の方が「ずっと住むつもりである」、「どちらかといえば住み続けたい」と回答し、小中学生も8割強（81.6%）の方が「住みたい（戻りたい）」（39.5%）、「どちらかといえば住みたい（戻りたい）」と回答しています。
- ◎ 引き続き各世代での定住意向の向上につながるよう、まちへの愛着や好感度、暮らしやすさを高めていくことが重要となります。

図表 定住意向
(一般住民)



図表 定住意向
(小中学生)



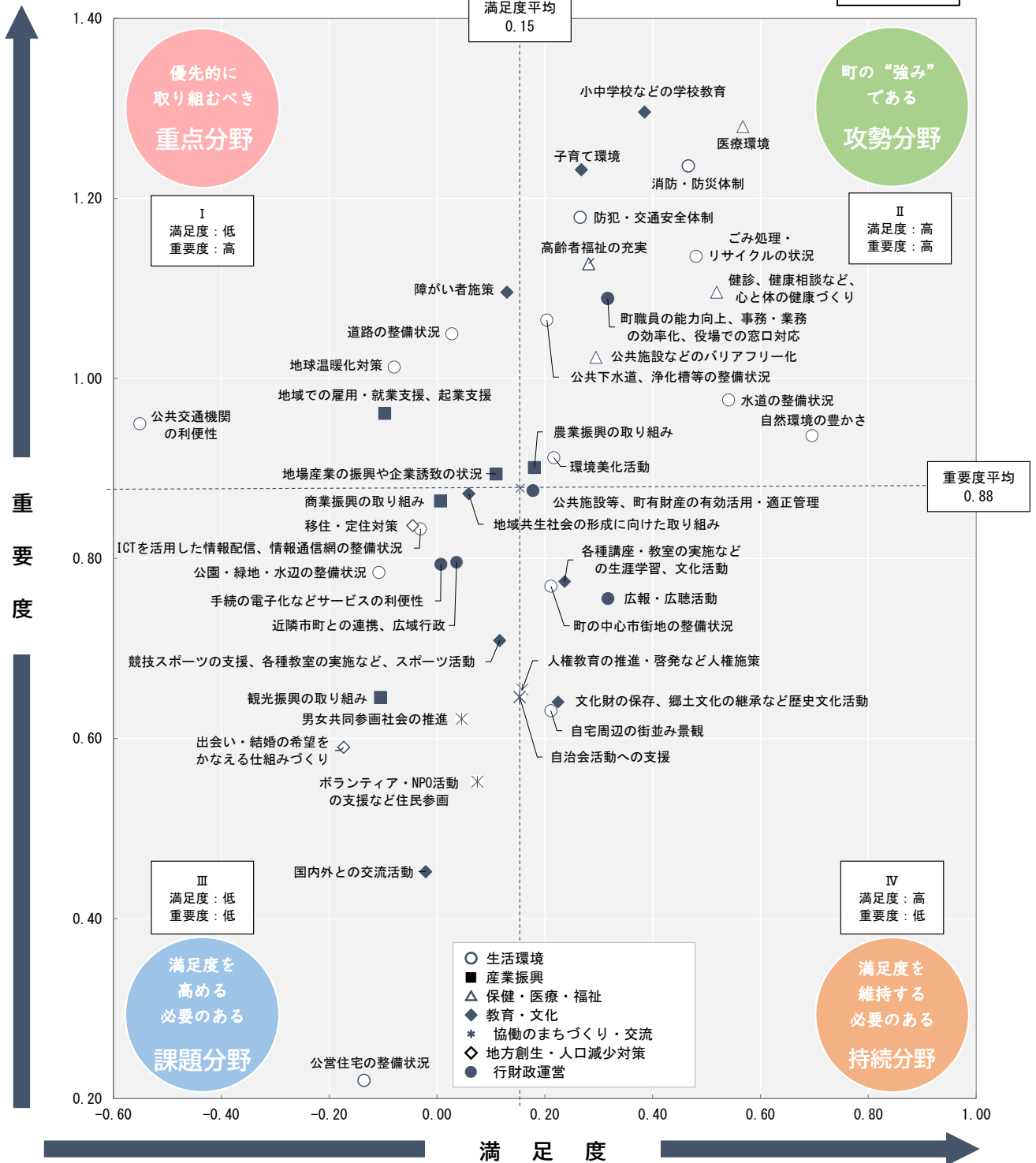
(4) 町の取り組みに対する評価

◎ 町が優先的に取り組むべき重点分野（範囲Ⅰ）は、生活環境、産業振興に関する取り組みが多く該当しています。

- ・都市基盤・生活環境：地球温暖化対策、道路の整備状況、公共交通機関の利便性
- ・産業振興：地域での雇用・就業支援、起業支援、地場産業の振興や企業誘致の状況
- ・保険・医療・福祉：障がい者施策

図表 広川町の取り組み（満足度・重要度）

n = 1037



6 第4次総合計画の振り返り

第4次総合計画（改訂版）は、将来像の実現を目指す6つの基本施策に、それぞれ2～4の施策目標、20～28の主要施策があり、計画全体では15の施策目標、149の主要施策で構成されています。

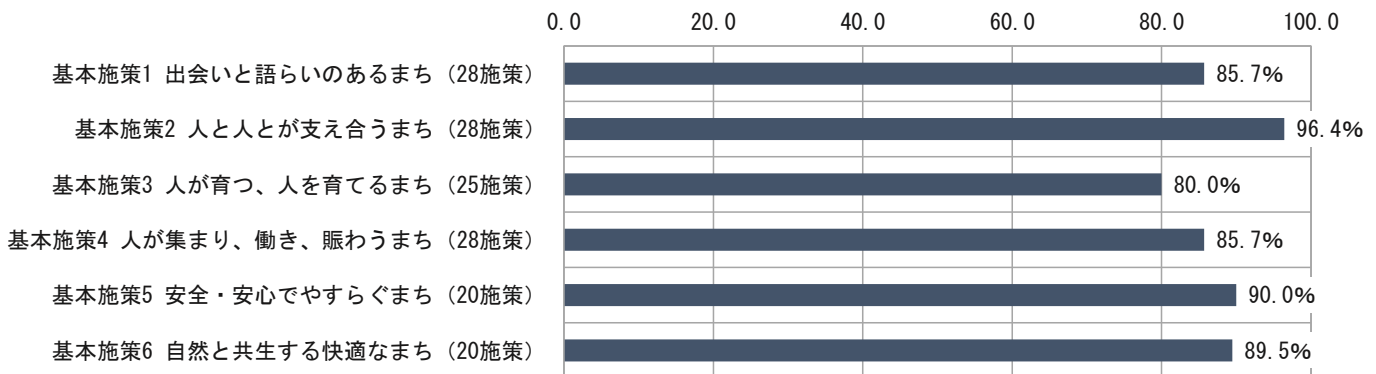
施策の実施状況では、すべての主要施策で「D：全く進まなかった」はなく、各基本施策ともに「A：順調に進んだ」と「B：概ね順調に進んだ」と評価した主要施策数は8割以上に達しています。

図表 施策の実施状況

基本施策	判定				
	A	B	C	D	済
基本施策1 出会いと語らいのあるまち（28施策）	1	23	4	0	0
基本施策2 人と人が支え合うまち（28施策）	3	24	1	0	0
基本施策3 人が育つ、人を育てるまち（25施策）	0	20	5	0	0
基本施策4 人が集まり、働き、賑わうまち（28施策）	2	22	4	0	0
基本施策5 安全・安心でやすらぐまち（20施策）	0	18	2	0	0
基本施策6 自然と共生する快適なまち（20施策）	0	17	2	0	1
計	6	124	18	0	1

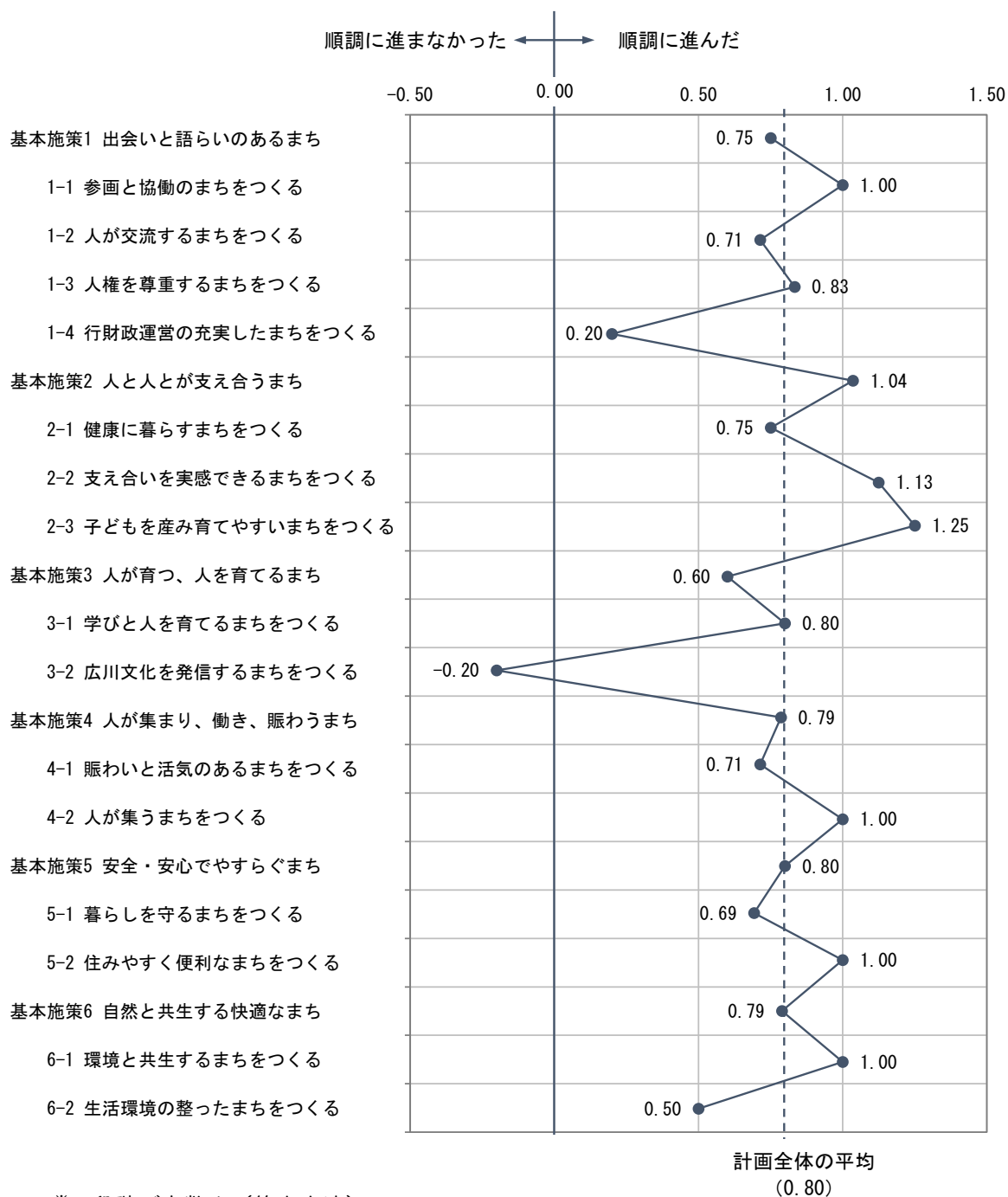
※凡例 A：順調に進んだ B：概ね順調に進んだ C：あまり進まなかった D：全く進まなかった

図表 基本施策の進捗率
（「A：順調に進んだ」と「B：概ね順調に進んだ」主要施策の割合）



施策目標ごとに実施状況を※4段階で点数化した結果は次のとおりです。

図表 施策の実施状況（点数化）
（令和4年度（2022））



※4段階で点数化（算出方法）

「済」を除く主要施策を対象に、以下の数式により、点数化を行いました。

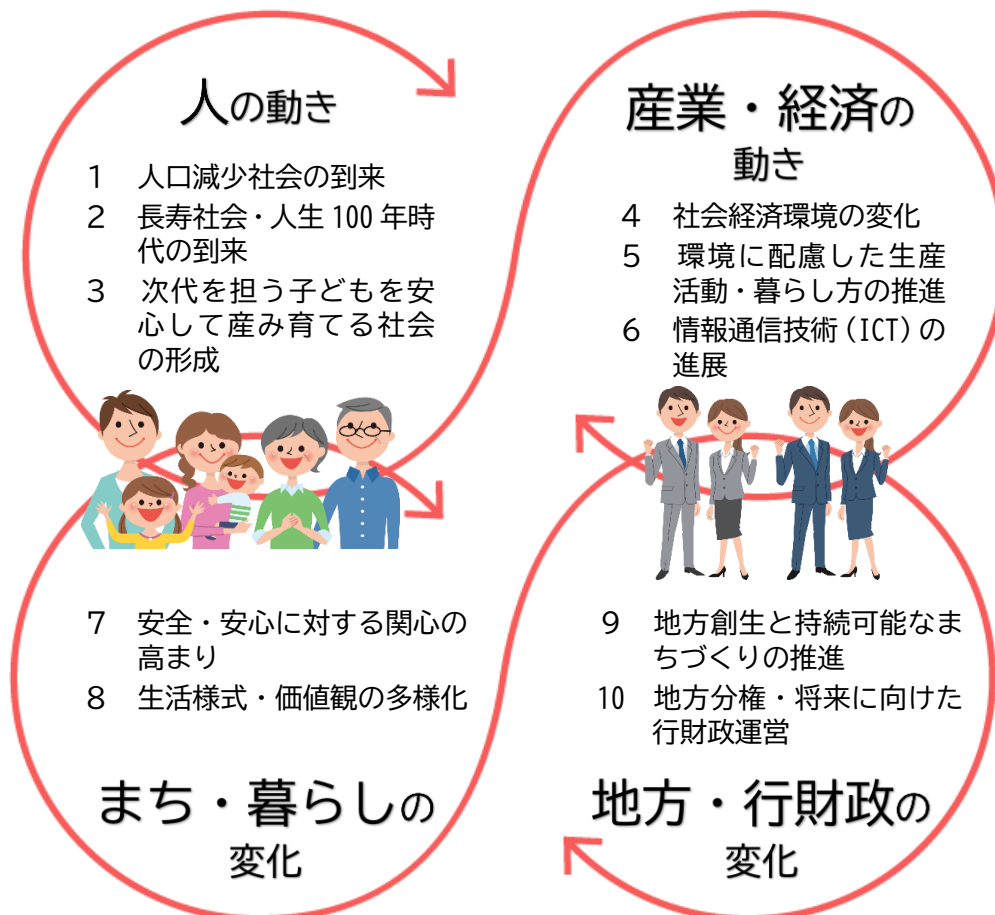
施策の実施状況：（「A：順調に進んだ」×2点＋「B：概ね順調に進んだ」×1点＋「C：あまり進まなかった」×-1点＋「D：全く進まなかった」×-2点）÷（基本施策内の主要施策数－「済」となっている主要施策数）

7 時代認識とこれからのまちづくりの主な課題

本町を取り巻く環境は、社会経済の動向や時代の変化とともに刻々と変化し、不確実で将来の予想が難しい状況の中、変化に柔軟に対応し、住民と行政が協働・連携したまちづくりを推進していく必要があります。平成30年（2018）7月に公表された「自治体戦略2040構想」（総務省）にみられるように、今後2040年頃にかけて国内の様々な危機を乗り越え、人口減少下において満足度の高い人生と互いを尊重し合う社会を構築するための新たな取り組みが求められています。

一方で、近年発生している新型コロナウイルス等による生活環境の変化や、大規模な自然災害は、住民の生活と地域経済に大きな影響を与えるなど、取り巻く社会環境の複雑性が増し、次々と想定外の出来事が起こっています。

そこで、本町を取り巻く時代潮流、環境を認識し、新たな「まちづくり」に求められる視点を整理します。



(1) 人口減少社会の到来

[時代認識]

国の総人口は、出生数の減少や死亡者数の増加等を背景に、今後も減少が続くと見込まれています。これによって、労働力人口の減少や経済規模の縮小、社会保障費の増大など、社会経済、ひいては地方財政に大きな影響を及ぼすことが予想されています。

また、地域社会においては担い手不足に加え、地域の活力や支え合い機能の低下など、暮らしに影響を及ぼすことも懸念され、人口構造や世帯構造の変化がもたらす課題に対し、地域全体で取り組んでいくことが必要となっています。

そのため、国においては、人口減少に対応した制度の改革を進めるとともに、地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることによって「地域共生社会」の実現を目指しています。

[本町に求められる取り組み]

- 国立社会保障・人口問題研究所による本町の将来人口の見通し（平成 30 年 3 月推計公表）では、2040 年には 18,065 人と見込まれています。そのため、労働力や地域経済の縮小、地域機能の低下等、人口構造や世帯構造の変化がもたらす諸課題に対し、地域全体で取り組んでいく必要があります。
- 住民がまちづくりの主体として積極的に参画できるよう、住民に最も身近な基礎自治体として、地域課題の解決やコミュニティの充実を図るための取り組みや仕組みづくりに向けて住民とともに取り組むことが求められます。

(2) 長寿社会・人生 100 年時代の到来

[時代認識]

人口減少と同時に、国の総人口の 21%超が 65 歳以上となる超高齢社会を迎え、日常生活において支援を要する住民に対応するための担い手や、増大する医療・介護費等への対応が喫緊の課題となっています。

一方で、わが国は健康寿命が世界一の長寿社会を迎え、今後「人生 100 年時代」の到来が予測されています。100 年という長い期間をより充実したものにするためには、誰もが住み慣れた地域で生活できるよう、世代や対象に応じた包括的な支援体制の構築とともに、すべての世代の住民が、地域で活躍できる機会や場の形成が必要となります。

[本町に求められる取り組み]

- 核家族や高齢者のみの世帯、高齢者のひとり暮らし世帯が増加するなど、世帯構成も変化してきており、こうした人口構造や世帯構造の変化がもたらす課題に対し、地域全体で取り組んでいく必要があります。
- 住み慣れた地域で誰もが安全・安心に暮らすことができるよう、世代や対象に応じた包括的な支援体制の構築とともに、高齢者をはじめ、すべての世代の住民が、切れ目なく学び、地域で活躍できる機会や場を形成することが求められます。

(3) 次代を担う子どもを安心して産み育てる社会の形成

[時代認識]

少子化が進行する中で、子どもを欲しいと思う人が、安心して子どもを産み、育てることができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をはじめ、働き方や男女の役割に係る慣習を見直すとともに、子どもを育てやすい環境づくりを進めることが重要となっています。

また、子どもの貧困問題の根絶や人権の尊重、安全の確保に取り組むとともに、学校教育においては、基礎学力の向上とともに、子どもの生きる力を育むための取り組みが求められます。

[本町に求められる取り組み]

- 出産、子育ての不安をなくし、安心して子育てができるよう、切れ目のない子育て支援の充実を図り、多様化する暮らし方に対応した子育て環境づくりが求められます。
- 子どもの健やかな成長とともに、その過程において、地域への愛着や社会感覚を身につけるなど、学校・地域・家庭が一体となって子どもを育成する環境づくりが必要となります。

(4) 社会経済環境の変化

[時代認識]

社会経済環境においては、ウクライナ情勢、各国の財政・金融政策等を背景とした物価高や通貨安の深刻化等により、世界経済の先行きの不確実性が高まる中、アジアの中国やインドなどの経済力が拡大し、世界経済が多極化していくことが見込まれます。

一方、わが国の産業構造は、技術革新や高度な情報化、多様化する町場ニーズなどの変化を背景に大きく転換しており、IoTやAI、ビッグデータを活用することで付加価値の創造や生産性の向上を進めつつ、地域社会の課題解決にも取り組む「Society5.0」に向けた取り組みが進んでいます。今後も、新しい事業の拡大や事業活動の再構築など、大きな転換期が続く中で、より高度な専門性や技術が求められることが予想されます。

また、地域産業においては、観光やビジネスなどの人々の新たな交流機会の広がり、地域性を前面に出した商品やサービスが注目されるなど、地域産業にとっての新たな方向性もみられます。

[本町に求められる取り組み]

- 本町においても、多くの産業分野で就業人口の減少、高齢化による担い手や後継者の育成が急務となっており、地域特性を生かした産業振興や生産性の向上等、産業基盤の強化が引き続き重要となっています。
- 本町の知名度の向上、地域経済の活性化や賑わいの創出に向けて町内の魅力を町内外へ発信し、本町とつながりのある人材の拡大や情報通信技術（ICT）を活用するなど、新たな産業の創出につなげていくことが求められます。

(5) 環境に配慮した生産活動・暮らし方の推進

[時代認識]

地球温暖化や生態系の崩壊、資源の枯渇など、地球規模で環境に対する意識が高まり、わが国でも温室効果ガスの排出量を 2050 年までに二酸化炭素排出量の削減や再生可能エネルギーを活用することで温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを宣言するなど、様々な分野で地球環境に配慮した取り組みが進んでいます。

こうした脱炭素・循環型社会の形成等、環境に配慮した活動は、産業部門や行政の努力だけではなく、住民一人ひとりが限りある資源やエネルギーの有効活用、貴重な自然環境の保全について考え、環境に配慮した暮らし方への見直しが求められています。

[本町に求められる取り組み]

- 本町の豊かな自然は、人々にやすらぎとうるおいをもたらすとともに、第 1 次産業においては、その恩恵によって成り立っているという認識のもと、自然環境や景観を保全・継承する取り組みを進める必要があります。
- 本町は、令和 4 年（2022）12 月議会の全員協議会において、2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現に向け、取り組みを進めていく「広川町ゼロカーボンシティ宣言」を表明しており、今後は環境意識の醸成を図るとともに、様々な分野で「二酸化炭素の発生を抑える」、「大気中の二酸化炭素を減らす」取り組みを住民や事業者等とともに推進する必要があります。

(6) 情報通信技術（ICT）の進展

[時代認識]

近年の情報通信技術（ICT）の進展は著しいものがあり、社会・経済の活動や人々の暮らしに大きな変化をもたらしています。

国はデジタル田園都市国家構想により、地方の魅力を維持しながら、デジタル技術による利便性を産業や暮らしに取り入れ、地域経済の発展と地域課題の解決、行政のデジタル化の推進を目指しています。

一方で、情報通信機器の使い方や活用において、情報セキュリティの確保や若者と高齢者の世代間格差、プライバシーなどの新たな課題も発生しています。

[本町に求められる取り組み]

- 新型コロナウイルスと共存する新たな日常といった環境変化に対応するため、積極的なデジタル技術の活用によって、人々の生活を良い方向へと変化をもたらす必要があります。
- 新情報化社会がもたらす利点を十分に活用できる基盤を整備するとともに、デジタルデバイド（情報格差）を解消し、住民が平等に情報通信技術（ICT）の恩恵を受けられるよう、利用者をきめ細かにサポートできる体制の構築が求められます。

(7) 安全・安心に対する関心の高まり

[時代認識]

近年の台風や集中豪雨、大規模地震など、自然災害による甚大な被害が重なり、人々の災害に対する安全意識は高まっています。

また、虐待や暴力、いじめなど、人権や生命を脅かす事件が多発しているほか、消費生活におけるトラブル、インターネットを介した犯罪、高齢者ドライバーによる事故の増加等、地域の防災・防犯に対する不安が高まっています。

そのほかにも、食品の安全性の問題、さらには健康を脅かす感染症の発生等、社会環境の変化に伴う新たな社会問題等も発生していることを背景に、住民の安全・安心の確保は、まちづくりにおいてこれまで以上に重要な取り組みとなっています。

[本町に求められる取り組み]

- 住民が安全・安心な暮らしを確保していくためにも、行政による取り組みに加え、地域全体で見守り、支え合う社会づくりや自らの安全を自らが守るための取り組みが不可欠になってきています。
- 過去の教訓を生かし、本町で想定される様々な自然災害に対して人的被害を抑える取り組みや被害を最小化し早期復興を可能とするための減災対策、強靱化に向けた取り組みが引き続き求められます。

(8) 生活様式・価値観の多様化

[時代認識]

経済力や、それに伴う生活水準、教育水準の高まり等を背景とした価値観や暮らし方の多様化の動きは、社会経済情勢の変動や高度化、複雑化する情報の影響などを受けてさらに進展しています。

また、国籍・地域や民族、性別、障がいの有無等による違いを認め合う社会が求められており、一人ひとりの価値観に基づいた多様な生き方の実現を後押しするとともに、まちづくりを通じて、様々な交流・つながりを創出していくことが重要となっています。

[本町に求められる取り組み]

- 多様性を受け入れ、住民一人ひとりが、個性と能力を発揮できるよう、互いを認め合うことができ、孤立や疎外感を受けることがない地域社会の形成が求められています。
- 多様な文化や違いを受け入れられる環境は、新たな交流にもつながることから、国内外の文化交流を進めるため、多文化共生の視点に立ったまちづくりや都市間交流を進めることも重要となります。

(9) 地方創生と持続可能なまちづくりの推進

[時代認識]

国においては、人口の東京一極集中が進展し、地方との間の格差が拡大しており、今後も人口減少が進行していくことが見込まれています。こうした人口構造に対処するため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するなど、これまで以上に地方の個性や活力を生かしたまちづくりが求められています。

そのため、若者の移住・定住の促進に加え、「交流人口」や「関係人口」の拡大など、人口減少社会に対応した活力の維持に取り組むとともに、人口構造の変化に対応したまちづくりを推進していく必要があります。

また、2015年の国連サミットでは、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標として、2030年を期限とする「持続可能な開発目標（SDGs）」が提唱され、国内においてもその達成に向けた推進が求められています。

[本町に求められる取り組み]

- 住民に最も身近な基礎自治体として、住民がまちづくりの主体として、積極的に参画し、地域課題の解決やコミュニティの充実を図る必要があります。
- まちづくりにおいても持続可能な開発目標（SDGs）の理念、その方向性を踏まえた取り組みが求められています。

(10) 地方分権・将来に向けた行財政運営

[時代認識]

地方創生にもみられるように、これからは国や県が定めた事業を行うだけでなく、地域の特性を生かす取り組みや業務の効率化、サービスの向上に向けてデジタル技術の導入を検討するなど、自らの責任と判断で施策を実行していく、自主・自立による持続可能な行政運営が求められます。

一方で、住民の暮らしや社会経済活動を支える、道路・水道、生活排水施設等、人々の社会生活を支える基盤となる施設や設備については、老朽化が将来の行財政運営に深刻な影響を及ぼすことが考えられ、持続可能な地域社会の形成に向けて、計画的な維持管理とともに、既存施設の有効活用を検討する必要があります。

[本町に求められる取り組み]

- 自立に向けた行財政運営を行うために、職員の意識や能力の一層の向上、AI や IoT 等の導入検討を図るなど、行政サービスの向上や事務の効率化が求められます。
- 老朽化が懸念される社会インフラや公共施設等の適正な維持管理を図るとともに、効率的な行財政運営を行うことにより、安全・安心な地域づくりとともに、安定した財政力の維持・向上に努めていく必要があります。

本町の現況特性や社会情勢の変化などを踏まえ、今後のまちづくりを進めていくうえで
の主要課題を整理します。

図表 広川町の現状とこれからの課題を踏まえたまちづくりの主要課題の整理

町の現況	まちづくりへの住民意識	時代認識・まちづくりの方向性
<p>◎人口・世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口の減少推移、少子化、長寿化の進行 ・世帯規模は縮小傾向、高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯はともに増加 <p>◎産業・地域経済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3次産業を中心としながらも、上位には農業、製造業等があり、多様な特性を有する産業構造 ・花木、加工農産物、果実は、産出額が大きく、なかでも果実や花きは、特化係数が特に高い、町の特徴的な品目 ・就業者人口の減少とともに、町内の労働力も減少 ・1人当たり所得は、県(町村部平均)の値を下回る 	<p>◎暮らしやすさ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「暮らしやすい」、「どちらかといえば暮らしやすい」を合わせた75.6%が『暮らしやすい』と回答 <p>◎定住意向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ずっと住むつもりである」、「どちらかといえば住み続けたい」を合わせた83.1%が『住みたい』と回答 <p>◎満足度・重要度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「道路の整備状況」、「公共交通機関の利便性」は満足度が低く、重要度が高い恒常的な課題 <p>◎これからのまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後力を入れるべき取り組みのうえ位は、「子育てのまち」、「清潔・快適なまち」、「交通の便が良いまち」 	<p>◎人口減少社会の到来</p> <p>◎長寿社会・人生100年時代の到来</p> <p>◎次代を担う子どもを安心して産み、育てる社会の形成</p> <p>◎社会経済環境の変化</p> <p>◎環境に配慮した生産活動・暮らし方の推進</p> <p>◎情報通信技術（ICT）の進展</p> <p>◎安全・安心に対する関心の高まり</p> <p>◎生活様式・価値観の多様化</p> <p>◎地方創生と持続可能なまちづくりの推進</p> <p>◎地方分権・将来に向けた行財政運営</p>
まちづくりの主要課題		
<p>◎少子化、長寿社会への対応</p> <p>◎産業の活性化</p> <p>◎定住促進・交流人口の拡大</p> <p>◎安全・安心、利便性の高い暮らしの確保</p> <p>◎地域協働・官民連携の推進</p> <p>◎持続可能なまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して子どもを産み育てることのできる切れ目のない子育て支援 ・長寿社会、人生100年時代に対応した支援体制、生きがいづくり等の転換 ・女性をはじめ多様な人材の活躍、担い手、後継者の育成 ・デジタル化・新たな技術の活用による生産性の向上 ・農・商工・観光のバランスのとれた地域活性化 ・UIJターンによる定住促進 ・町内外・地域間等での交流、関係人口の拡大 ・防災対策の推進、安全・安心に暮らせる生活基盤の整備 ・生活利便性の向上、 ・地域で活躍する人材の発掘・育成、地域共生社会の推進 ・自主・自立に基づく財政基盤の強化 ・まちの財産である豊かな自然環境、久留米餅等の歴史文化の保全・継承 	

第2部 基本構想

第1章 広川町が目指す未来の姿

1 まちづくりの基本理念

第4次総合計画では、「定住を進める」「豊かに暮らす」「人を育てる」「地域を基礎に」の4つの視点から、将来の世代にまちづくりを受け継ぎ、誰もが住んでいる幸せを実感できるまちづくりに取り組んできました。

本計画においてもこの考えを継承し、新たなまちづくりの基本的な考え方（基本理念）を「職・住・育プラス遊」～未来に希望が広がるまちづくり～とします。

まちづくりの基本理念

「職・住・育プラス遊」

～未来に希望が広がるまちづくり～



（基本理念に込めた広川町の新なまちづくりの考え方）

私たちの暮らす広川町が、未来に希望が持てる地域となるよう、経済的な安定を得るために「職」に就き、生計を立て、住む場所には手の届く範囲に病院や商業施設、公共交通網が整備された暮らしやすい「住まい」を整備します。さらに若い世代が安心して家庭を持ち、子どもたちが成長できる子育て支援や学び・健全育成の場といった「育ち」の環境を整えます。加えて友人や家族と幸せを感じながら過ごす時間や場所など、町内での日常や賑わいづくりといった「遊び」の要素を取り入れ、町内で近接する「職」、「住」、「育」のそれぞれの要素との連鎖が、一人ひとりの暮らしにも好循環を生み、将来に活力があり、どの世代にとっても暮らしやすい地域づくりを住民とともに実現していきたいという想いが込められています。

2 目指すまちの姿（将来像）

少子化、長寿化が進行する中で、これからのまちづくりを推進していくためには、わたしたち一人ひとりが、厳しい社会環境を認識し、それを乗り越えていくために、人やまちを未来へ継承する持続可能なまちづくりを行っていくことが求められます。

そこで、基本理念に基づくまちづくりを推進するために、これからも住民の皆さんと一緒に、未来へつなげていきたいという想いから、今後 8 年後に暮らしていきたいまちの姿（将来像）を『世代を超えて住み心地の良い、温もりと笑顔あふれるまち』とし、分野ごとの基本方針とともに、暮らし続けたい、訪れてみたい、魅力あふれるまちを目指します。

8年後の広川町（将来像）

世代を超えて住み心地の良い、 温もりと笑顔あふれるまち

〔 将来像を実現するための分野別の目指す姿 〕 （基本方針）

- 基本方針 1 暮らし 日々の安心と、ちょうどいい日常のあるまち
- 基本方針 2 保健・医療・福祉 一人ひとりの生涯に寄り添うまち
- 基本方針 3 産業・地域経済 暮らしに活気と賑わいがあふれるまち
- 基本方針 4 環境保全 地域目線で考え、地球規模の行動を興すまち
- 基本方針 5 教育・文化 郷土を守り、未来を担う人を育むまち
- 基本方針 6 交流 人とまちの想いを結ぶまち
- 基本方針 7 住民協働・行財政運営 持続可能な明日を築くまち

第2章 まちづくりのフレーム

1 人口指標（※現総合戦略及び検証値を掲載）

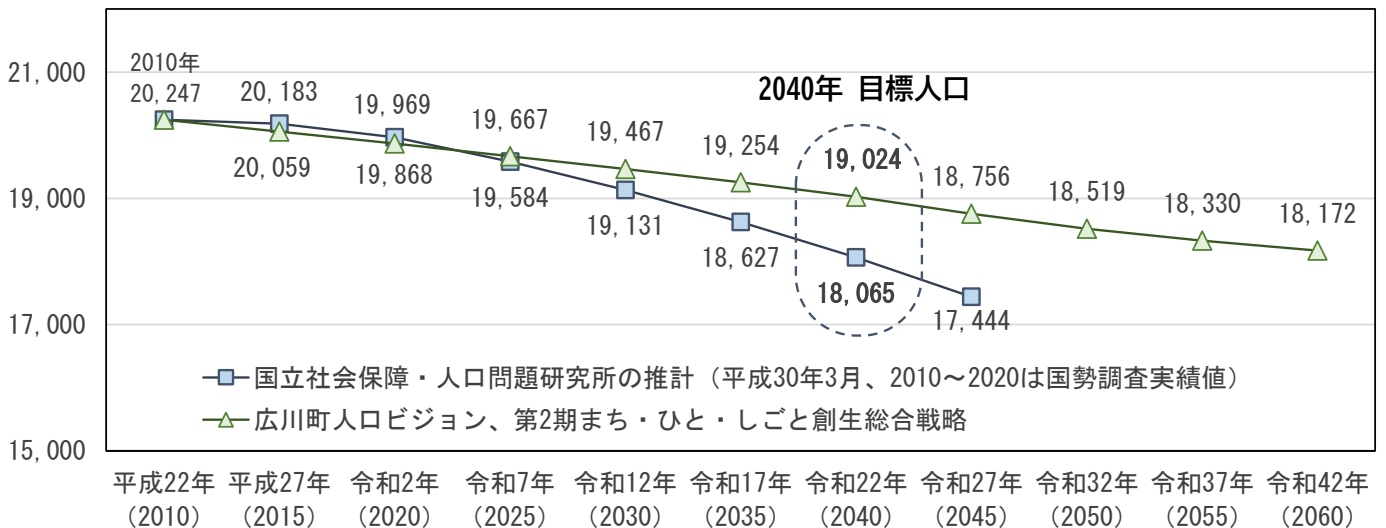
総人口の推移状況として、広川町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、2040年の将来人口を19,000人とする目標を掲げています。

一方で、国立社会保障・人口問題研究所の推計（18,065人）と2040年の目標人口（19,024人）には、約1,000人の差が生じており、引き続き人口減少の抑制に向けた取り組みが求められます。

図表 社人研準拠による推計（2010年～2060年）

将来人口の目標値：令和42年（2060年）の総人口18,172人
令和22年（2040年）の総人口19,024人

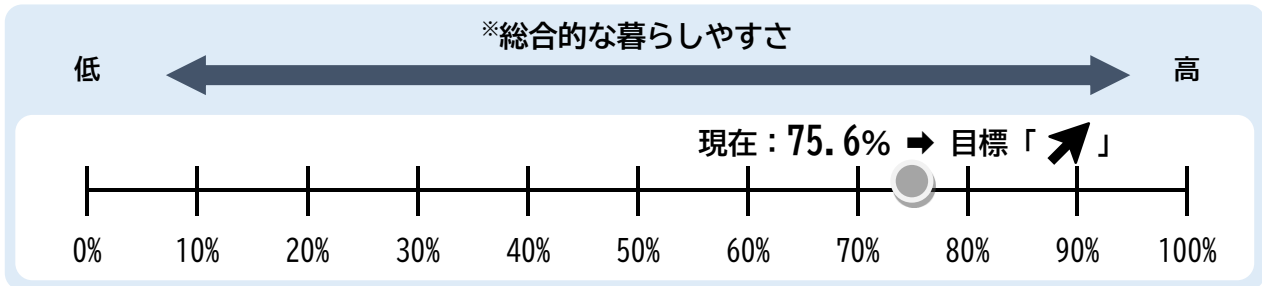
（単位：人）



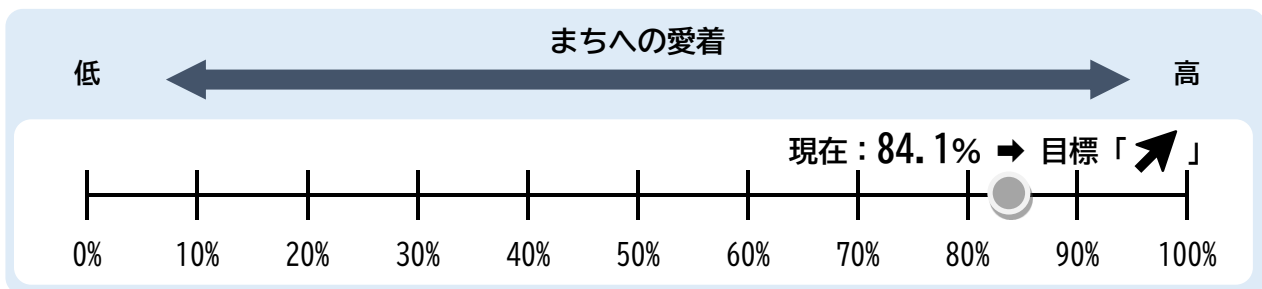
資料：ワークシート

2 まちづくりの基本指標（暮らしやすさ・まちへの愛着・定住意向）

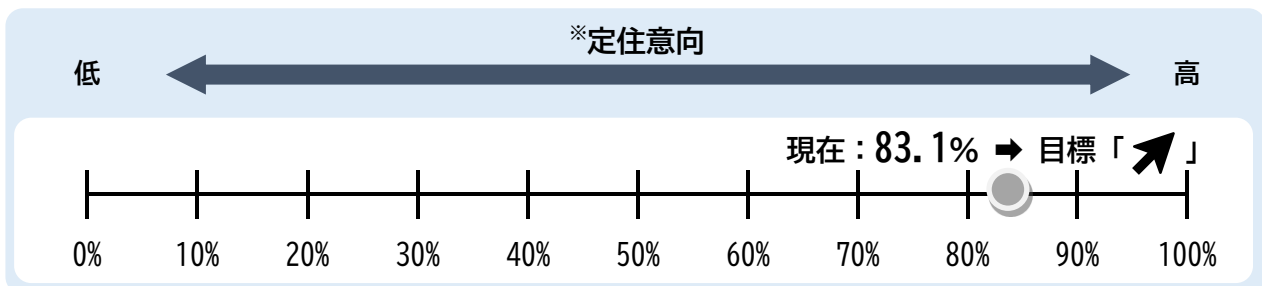
新たなまちづくりの達成度を測るための“ものさし”として、まちづくりの基本指標を次のとおり設定します。



※「暮らしやすい」、「どちらかといえば暮らしやすい」と回答した方の割合



※「愛着を感じている」、「どちらかといえば愛着を感じている」と回答した方の割合



※「ずっと住むつもりである」、「どちらかといえば住み続けたい」と回答した方の割合

第3章 まちづくりの基本方針

将来像に掲げるまちを実現していくために、分野ごとの基本方針として、次の7つをまちづくりの基本方針とします。

基本方針 1 暮らし 日々の安心と、ちょうどいい日常のあるまち

[基本方針]

未来の広川町を住み慣れた地域で心地よく暮らせるために、日々の暮らしの安全・安心とともに、暮らしを支える都市機能が充実したこれからも暮らし続けたいと思える幸福感や満足感のある生活環境（=ちょうどいい日常）を形成します。

こうした世代を問わず暮らしやすい環境を実現していくために、生活の基盤となる幹線道路や生活道路、利用しやすい公共交通網の整備に取り組み、人と車、地域間を有機的につなぎ、アクセスしやすい環境を実現します。

また、空き家等の適正管理や憩いの場となる公園の整備を行い、職住近接の暮らしが生まれ出す快適な住環境に加え、安全な水を安定供給する上水道、衛生的で健康な生活の安全を支える生活排水処理等、生活環境の充実を図ります。

さらに、近年頻発する大規模な自然災害や交通事故、犯罪被害等に対し、誰もが安全に安心して生活できるよう、防災、防犯、消防体制の整備等、大切な生命と財産を守る安全対策の充実強化を図り、日常における様々な不安の解消に取り組み、住民の暮らしを守ります。

基本方針 2 保健・医療・福祉 一人ひとりの生涯に寄り添うまち

[基本方針]

未来の広川町の誰もがこの社会にとって大切な一人として、幸せを感じながら暮らすことができるまちにするために、生活習慣病予防や介護予防に重点を置いた健康づくりを推進します。また、安心して子どもを産み、成長の喜びを実感しながら子育てができる環境の整備や支援の充実を図ります。

さらに、高齢者、障がい者をはじめ、様々な理由で支援を必要とする人が住み慣れた地域で安心して自立できるよう、地域で互いに協力して支え合い、一人ひとりの生涯に寄り添う包括的な支援体制を構築し、いつまでも住み慣れた場所で安心して暮らすことができ、誰もがいきいきと自分らしくいられる保健・医療・福祉施策を推進します。

基本方針 3 産業・地域経済 暮らしに活気と賑わいがあふれるまち

[基本方針]

豊かな自然の恵みを資源とした農業をはじめ、新たな技術や匠の技が生み出す工業、暮らしに活気と賑わい、交流をもたらす商業が、未来の広川町の発展を支え、住民の生計を立てる基盤となるために、各分野の産業活動の活性化に取り組みます。

また、人材不足、後継者不足が課題となる中で、町が将来にわたって持続可能な発展を果たすためにも、産業におけるデジタル化の推進を転換期と捉え、官民共創による取り組みをはじめ、地域産業の成長を支援し、働く環境を創出します。

また、町の魅力を最大限に発揮し、人々が町を訪れたいくなるような観光の振興を図ることで、町内産業間での連携や新たな雇用の創出に努めます。

基本方針 4 環境保全 地域目線で考え、地球規模の行動を興すまち

[基本方針]

地球規模での環境の悪化は、何らかの形で地域の自然環境への負荷や衛生環境にも影響を及ぼします。

未来の広川町では、経済的な発展に伴い、地球規模で拡大する様々な環境問題に対し、地域の目線で考え、ごみの発生抑制や再資源化、不法投棄の防止に取り組むなど、日常生活や企業活動において、環境への負荷を抑制し、自然と共生できる循環型社会の実現を目指します。

また、本町では令和4年12月に2050年までに二酸化炭素（CO₂）排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」へチャレンジすることを表明しており、今後は脱炭素社会の実現に向けて、意識の啓発とともに、一人ひとりの行動を変えていけるよう住民・事業者・行政の「オール広川」で取り組みます。

さらに、人と動物が調和し共生する衛生的な生活環境を実現していくために、動物の適正飼養や動物に起因するトラブルの未然防止に取り組みます。

基本方針 5 教育・文化 郷土を守り、未来を担う人を育むまち

[基本方針]

住民一人ひとりが、先行きが不透明な未来に柔軟に対応し、様々な分野で個性や能力を発揮することは、自身の生きがいや、自ら学ぶ力、豊かな人間性を育むほか、まちの活力や交流等、継続的な発展にもつながります。

そこで、未来の広川町を担う人材が一人ひとりの個性と能力を伸ばし、生きる力と豊かな人間性を形成していくために、学校教育や青少年健全育成活動を通じて、地域で子どもたちを育みます。

また、住民の参加意欲を高め、人生 100 年時代の主体的な学びや地域、世代間の集い、活動が、知識や人とのつながりを生むよう人生を健康で豊かにし、自らの可能性を最大限伸ばせるよう生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を推進するほか、地域行事や歴史、文化財等、郷土文化の保存・継承に取り組みます。

基本方針 6 交流 人とまちの想いを結ぶまち

[基本方針]

人口減少が進む中で、未来の広川町が、これからも「暮らしたい」、「住み続けたい」、「関わりたい」まちとして未永く選ばれ、愛されるために、様々な機会を通じてまちの魅力を発信するとともに、多様性を認め合いながら、町内外の人やまちとのつながりを広げ、お互いの心がかよう交流活動を進めます。

また、移住希望者が希望を持って移り住めるよう、きめ細かな支援体制を構築するなど、町への新しい人の流れを創り出します。

基本方針 7 住民協働・行財政運営 持続可能な明日を築くまち

[基本方針]

未来の広川町が持続可能な発展を遂げていくために、地域活動を担う人材・団体の育成を支援するとともに、多様な主体との連携や協力体制の構築、活動の拠点の充実を図り、住民参画と協働を進めます。また、地域や家庭で互いを認め、権利を尊重しながら、一人ひとりが活躍できる地域共生社会を形成します。

人口減少による税収の減少、インフラを含む公共施設の老朽化など、将来の様々な課題に対応すべく、健全な財政基盤のもとで職員一人ひとりが住民に信頼される職務を遂行する人材として活躍する、持続可能な未来を築く行財政運営を目指します。

そのほか、生活圏の拡大、地域課題や社会ニーズが複雑化・多様化する中、事務の効率化に向けて、近隣自治体をはじめ、官民との広域的な連携を推進します。

施策体系

基本方針	施策
基本方針1 暮らし 日々の安心と、ちょうどいい 日常のあるまち	施策1-1 都市基盤（道路・公共交通）
	施策1-2 上下水道・生活排水
	施策1-3 住環境
	施策1-4 防災・消防
	施策1-5 生活安全（防犯・交通安全）
基本方針2 保健・医療・福祉 一人ひとりの生涯に 寄り添うまち	施策2-1 健康づくり・保健活動・医療体制
	施策2-2 子育て支援
	施策2-3 地域福祉
	施策2-4 高齢者福祉・介護保険
	施策2-5 障がい者福祉
	施策2-6 社会保障
基本方針3 産業・地域経済 暮らしに活気と 賑わいがあるまち	施策3-1 農林業
	施策3-2 商工業
	施策3-3 観光業
	施策3-4 新規創業者の育成と地域雇用
基本方針4 環境保全 地域目線で考え、地球規模の 行動を興すまち	施策4-1 自然環境
	施策4-2 循環型地域社会
	施策4-3 衛生環境・動物愛護
基本方針5 教育・文化 郷土を守り、未来を担う 人を育むまち	施策5-1 学校教育
	施策5-2 家庭教育・青少年健全育成
	施策5-3 生涯学習・社会教育
	施策5-4 スポーツ・芸術文化
基本方針6 交流 人とまちの想いを結ぶまち	施策6-1 地域間交流（国内・国際）
	施策6-2 移住・定住・出会い
基本方針7 住民協働・行財政運営 持続可能な明日を築くまち	施策7-1 住民協働
	施策7-2 人権・男女共同参画
	施策7-3 行財政運営

	職 経済的な安定と 地域の発展を 築きます	住 身近に暮らし やすい環境が 整っています	育 子どもをはじめ、 様々な分野で 人材が育っています	遊 幸せ、ゆとりを 実感できる時間や 場が生まれます
		○		
		○		
		○		○
		○	○	
		○	○	
			○	
		○	○	○
		○	○	
	○	○	○	○
		○	○	○
	○		○	
	○		○	
	○		○	○
	○		○	○
		○		○
	○		○	
		○		
			○	
			○	
			○	○
			○	○
			○	○
		○	○	○
		○	○	○
	○			
	○			

第 3 部 前期基本計画

前期基本計画について

1 基本計画の目的と計画期間

(1) 基本計画の目的

基本計画は、基本構想に掲げられた将来像の実現に向けて、基本方針の施策を具体的に推進するため、必要な個々の施策・事業の内容を体系的に示すものです。

また、今後住民とともにまちづくりを進めるために、基本計画では施策ごとに住民とともに行動する指針として「2027 年に実現を目指すまちの姿」「わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割）」を明示します。

(2) 計画期間

計画期間は、令和 6 年度～令和 9 年度の 4 年間の計画とします。

2 SDGsによる取り組みの推進について

SDGs (Sustainable Development Goals) は、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。

SDGsの目標(ゴール)は、世界共通の目標であり、地方自治体の掲げる目標とは規模が異なりますが、目指すべき方向性は同じものと考えられるため、国内外の新たな社会潮流として、「持続可能な開発目標(SDGs)」の考えを関連付けることで、総合発展計画、SDGsを一体的に推進します。

そこで、基本計画における各施策・事務事業の推進にあたっては、SDGsとの関連がわかるように対応するゴール(目標)を各施策に表記し、行政、民間事業者、住民等の多様な主体と連携した持続可能で、より強靱な取り組みを進めます。



1 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



2 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進します



3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進します



4 質の高い教育をみんなに

すべての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進します



5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女子の能力強化(エンパワーメント)を行う



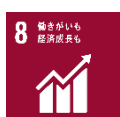
6 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



8 働きがいも 経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進します



9 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図ります



10 人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する



11 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



12 つくる責任 つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する



13 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



14 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



15 陸の豊かさを守ろう

陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



16 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



17 パートナリーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	1 貧困をなくそう	2 質の高い雇用を創出	3 健康と福祉を強め	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等をすすめる	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがい、経済成長、雇用をすすめる	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国を超えて公正で包摂的な成長を促そう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つぶやみをなくそう	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正な社会を築こう	17 パートnership for sustainable development
1-1 都市基盤 (道路・公共交通)									●		●						
1-2 上下水道・生活排水						●	●				●			●	●		
1-3 住環境			●			●					●				●		
1-4 防災・消防											●		●				●
1-5 生活安全 (防犯・交通安全)			●								●					●	●
2-1 健康づくり・保健活動・ 医療体制	●		●							●	●						
2-2 子育て支援	●		●	●	●					●	●					●	●
2-3 地域福祉	●		●								●					●	●
2-4 高齢者福祉・介護保険			●							●	●					●	●
2-5 障がい者福祉			●	●				●		●	●					●	●
2-6 社会保障	●		●							●							●
3-1 農林業		●						●	●			●	●		●		
3-2 商工業					●			●	●	●		●					●
3-3 観光業								●	●		●	●					●
3-4 新規創業者の育成と 地域雇用					●			●	●	●		●					●
4-1 自然環境						●	●				●	●	●	●	●		●
4-2 循環型地域社会						●	●				●	●	●	●	●		●
4-3 衛生環境・動物愛護						●					●			●	●		
5-1 学校教育	●		●	●	●			●	●	●						●	●
5-2 家庭教育・青少年健全育成				●						●							●
5-3 生涯学習・社会教育				●	●					●							●
5-4 スポーツ・文化芸術			●	●	●					●	●						●
6-1 地域間交流(国内・国際)				●													●
6-2 移住・定住・出会い								●	●	●	●						
7-1 住民協働				●	●					●	●					●	●
7-2 人権・男女共同参画					●					●						●	●
7-3 行財政運営								●	●	●	●	●				●	●

3 重点プロジェクト

基本構想に掲げる将来像を実現するうえで、特に重要となるテーマを計画期間の「重点プロジェクト」と位置づけ、7つの基本方針の枠を越えて横断的に取り組みます。



(将来像)

世代を超えて住み心地の良い、
温もりと笑顔あふれるまち

(まちづくりの基本理念)

「職・住・育プラス遊」
～未来に希望が広がるまちづくり～

基本方針1 暮らし

日々の安心と、ちょうどいい日常のあるまち

基本方針2 保健・医療・福祉

一人ひとりの生涯に寄り添うまち

基本方針3 産業・地域経済

暮らしに活気と賑わいがあふれるまち

基本方針4 環境保全

地域目線で考え、地球規模の行動を興すまち

基本方針5 教育・文化

郷土を守り、未来を担う人を育むまち

基本方針6 交流

人とまちの想いを結ぶまち

基本方針7 住民協働・行財政運営

持続可能な明日を築くまち

暮らし続けたい、訪れてみたい
楽しみ・魅力の創出

分野を横断して推進

01

地域防災

地域と備える安全安心
プロジェクト

02

ともに育む

出会い・子育て支援
プロジェクト

03

環境共生

ゼロカーボン推進
プロジェクト

04

新たな社会

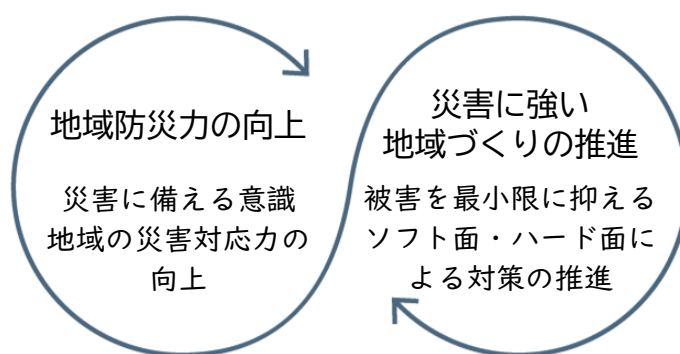
デジタル化推進
プロジェクト

01 地域防災 地域と備える安全安心プロジェクト

プロジェクトの
目指す
まちづくり

令和5年7月の九州北部を襲った豪雨災害を教訓に、想定を超える様々な自然災害から住民の生命、財産を守るため、自助・共助・公助の基本的な考え方のもと、町内の被害を最小限抑える予防対策、応急対応力の強化とともに、地域や関係機関等との協働による地域の防災体制を目指します。

【プロジェクトの取組概要】



災害の教訓を生かし、地域と町が連携して
ともに行動する防災対策

- ハザードマップを通じて地域の危険箇所や避難行動、備蓄の必要性等を周知し、自身や地域で災害に備える意識を高めるほか、自主防災組織の育成、体制強化を推進します。
- 災害時に支援の必要な方が、逃げ遅れ等により生命の危険に直面することがないよう、避難行動要支援者の把握等、避難支援対策を地域と共に推進します。
- 令和5年7月豪雨災害で損壊を受けた道路・河川・橋梁等の土木施設について、早期復旧に務めます。また、住宅の浸水対策を図るため、国・県と連携し、河川改修や井堰の改修等を進めます。
- 災害時において現場と災害対策本部がリアルタイムで災害現場情報の迅速な共有化を図れるよう、また、町民が災害時避難情報等を取得しやすくなるよう、デジタル技術を活用した対応力の強化に努めます。

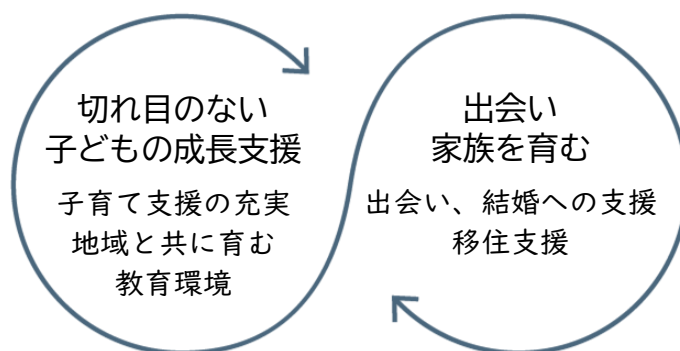
02 ともに育む 出会い・子育て支援プロジェクト

プロジェクトの
目指す
まちづくり

本町で結婚や出産を希望する人が、望む家族のかたちを実現し、健やかに子どもたちが成長できるよう、婚活、妊娠、子育て、教育まで総合的に支援する環境を地域全体で整えていきます。

また、UIJ ターン、移住希望など、様々なかたちで本町に暮らす“選択”の受け皿となる地域づくりに努めます。

【プロジェクトの取組概要】



婚活、妊娠、子育て、教育まで総合的に支援 移住・定住の受け皿となる地域づくり

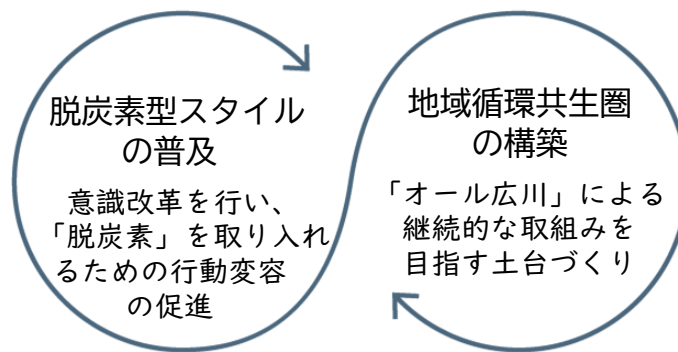
- 出会いの場づくりを支援するほか、移住定住を希望する方へ自らが望む人生設計が実現できるよう、様々な局面で必要な支援を行います。
- こども家庭庁の「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、町における地域の子育て支援サービス、切れ目のない子育て支援、地域と共に育む小中連携による教育環境等により、健やかな子どもの成長を地域で育み、婚活、妊娠、子育て、教育まで総合的に支援を行います。
- 子どもが安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験が出来、幸せな状態で成長出来るよう、保護者の就業形態やライフスタイルに合わせた一体的な事業に取り組みます。
- 子育て支援センター「ハグハグ」や子どものあそび場「ハコボックス」など様々な楽しみや交流につながる場を提供します。また、老朽化が進む竜光寺公園の遊具やトイレなど、公園施設のリニューアルを進め子育て世代のニーズの反映に努めるとともに、世代を問わず憩いや安らぎ、健康づくりにつながる場となるよう整備します。

03 環境共生 ゼロカーボン推進プロジェクト

プロジェクトの
目指す
まちづくり

令和4年12月の「広川町ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、再生可能エネルギーの導入、官民連携による省エネルギー対策などの二酸化炭素排出抑制により、2050年までに温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロの実現を目指し、かけがえのない財産である豊かな自然環境を未来の世代へ引き継いでいきます。

【プロジェクトの取組概要】



2050年までに温室効果ガス排出の実質ゼロを実現

- 2050年までのゼロカーボンシティを目指し、オール広川で継続的に取組む推進体制を構築します。
- クールチョイス等を推進し、積極的な情報発信を行い、町民や事業者の温室効果ガス削減のための「賢い選択」を促します。
- 環境教育やESD教育を推進し、町民や事業者が積極的に地球温暖化について学び、考え、行動していく取組みを広げていきます。
- 脱炭素型ライフスタイルの実現に向けた、省エネ機器の導入や再エネ可能性エネルギー設備の導入が図られるよう、国県等の補助制度や町独自の支援について検討し、推進します。
- 様々な主体が垣根を越え、相互に連携を図りながら、広川町で地域循環共生圏の創造を強力に推進する地域貢献型のプラットフォームの構築を目指します。

※クールチョイス…温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」「サービスの利用」など、生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組み。

※ESD教育…持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動
(Education for Sustainable Developmentの頭文字)

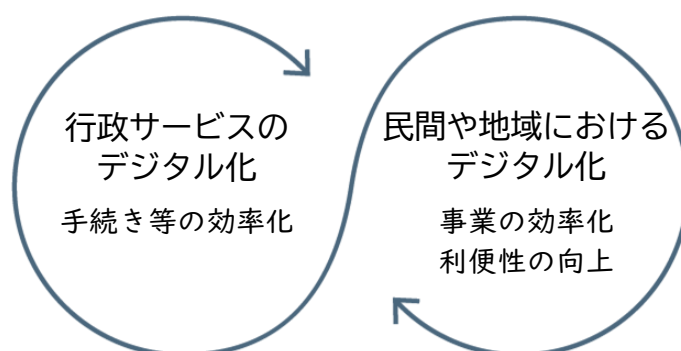
04 新たな社会 デジタル化推進プロジェクト

プロジェクトの
目指す
まちづくり

行政サービスをはじめ、民間の様々な分野でデジタル技術を活用した事業構造の改革、住民生活、経済活動のオンライン化など、企業活動や暮らしの利便性の向上、新たな価値の創出につながるデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進します。

また、住民の誰もがデジタル化の恩恵を受けられるよう、情報格差をなくすなど、誰ひとり取り残さないデジタル化を推進します。

【プロジェクトの取組概要】



デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進

- 行政分野では、デジタル技術を活用し、「いつでも」「どこでも」「わかりやすく」利用できる住民目線の行政サービスを提供するとともに、業務の効率化による新たな働き方を実現することにより、行政の質の向上につなげます。
- 民間分野では、デジタル人材の確保・育成とともに、デジタル技術を活用した生産性・利便性向上を加速化させ、暮らしや産業の成長・発展につなげます。
- デジタル技術を活用したeスポーツ事業を地域公民館や福祉施設等に導入し、交流の機会の創出による地域コミュニティの活性化、情報格差対策に取り組みます。
- 年齢、障がいの有無、経済的な理由などに関わらず、誰もがデジタル化の恩恵を受けられるよう情報格差の是正に取り組みます。

基本計画の見方

2027年に実現を目指すまちの姿
施策によって、実現したいまち・暮らしの状態を表しています。

施策の名称
まちづくりの分野を示しています。

施策1-1 都市基盤（道路・公共交通）

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 人と車が安全に往来できるよう、道路の整備、維持補修が行き届いており、町内外へのヒト・モノの移動・輸送を支えています。
- 住民が安全・安心、快適に外出できる移動手段が確保され、人や地域を相互につないでいます。

施策大綱

- 国道、県道においては、国道3号バイパスの早期実現と県道三瀬上陽線等の主要地方道の整備に向けて、積極的に要請していきます。また、町道においては、環状道路となる幹線道路の整備と生活道路における安全対策の整備を進めます。道路施設等の長寿命化計画に基づき計画的な舗装修繕のほか、定期的な橋梁点検に努め、橋梁の長寿命化を推進するなど、安全で快適な道づくりを目指します。
- 公共交通では、バス路線やデマンドタクシーの運行の維持継続、高速バスの利用促進など、生活を支える地域公共交通の利便性向上、新たな交通体系構築に向けた検討を進めます。

施策大綱

計画期間（令和6～9年度）における、施策における基本的な方向性を示しています。

町の取り組み（主要施策）

1-1-1：国道・県道の整備

- 広域的な交通アクセスの向上に向け、渋滞対策をはじめ、未改良区間の早期整備、交差点改良、歩道の整備を関係機関に積極的に要請していきます。特に、国道3号の慢性的な渋滞を緩和し、災害時や救急搬送時などの円滑な移動の確保や速達性・定時性の向上により産業活動の支援を図るため、国道3号バイパスの早期実現を目指します。

1-1-2：町道の整備

- 国道・県道との連携や機能分担、町内地域間の連携強化などに配慮し、将来の財政的負担を踏まえ、環状道路となる町道の整備を計画的・効率的に進めます。

1-1-3：安全で快適な道づくりの推進

- 道路整備にあたっては、危険箇所の改善、排水路の整備、歩行空間の確保など安全性やバリアフリー化、災害時への対応、環境・景観に配慮した安全で快適な道づくりを目指します。

44

町の取り組み（主要施策）

計画期間（令和6～9年度）に推進する主要施策・具体的な取組内容を掲載しています。

わたしたちにできること

協働による施策・事業推進に向けて、住民・地域・事業者それぞれの役割を示しています。

1-1-4：狭あい道路の改修と橋梁の計画的な維持修繕

- 住民が安全で快適に生活できる住環境を確保するため、4 m 未満の狭あい道路の改修を進め、居住空間の改善に努めます。また、舗装修繕計画に基づき、計画的な舗装修繕に努めるほか、定期的な橋梁点検に努め、橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁の計画的な維持修繕を行います。

1-1-5：公共交通機関の充実・利用促進

- 住民の日常生活に不可欠な交通手段確保のため、既存バス路線の利便性向上と路線維持・交通ネットワークの充実に努めるとともに、予約型乗合タクシーの利便性向上に取り組みます。また、都市部へのアクセス向上のため、高速バスの利用促進を進めます。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 国道3号バイパスの重要性について理解を深め、早期実現に向け機運を高めましょう。
- 道路を大切に利用しましょう。
- 多様な交通手段の一つとして、公共交通機関の必要性を理解し、積極的に利用しましょう。

数値目標

No	指 標 名	単位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	備考
1	県道三瀬上陽線歩道整備（牟礼地区） 用地買収執行率	%	-	100	歩道整備用地買収執行率
2	町の道路の整備状況についての満足度	%	32.9	↑	アンケートで町の道路の整備状況について満足と答える住民割合
3	町道の規格改良率	%	65.2	66.0	道路幅4m以上改良率
4	公共交通機関の利便さについての満足度	%	17.2	↑	アンケートで町の公共交通機関（バスなど）について満足と答える住民割合
5	デマンドタクシー利用者数	人	10,726	15,000	年間の利用者数

45

数値目標

施策のめざすまちの姿を達成するための基準（現状）値と目標値を掲載しています。

基本方針 1 暮らし 日々の安心と、ちょうどいい日常のあるまち



基本方針を取り巻く環境

- 地方が生活や仕事の受け皿となるためには、地域資源を生かし、道路網や橋梁、上下水道といったインフラ資産の整備や定期的な点検等による維持管理を通じて、人が集い、快適で暮らしやすい住生活、活力ある社会経済活動の活性化につながる都市基盤の確保が重要となります。
- 本町の道路交通網は、九州自動車道と国道3号、主要地方道久留米立花線、湯ノ原合川線が町内を南北に、主要地方道三瀬上陽線が東西に通じ、町内拠点及び町外の自治体、鉄道交通へつながっています。国道3号バイパスの早期実現は、超過する交通容量の解消をはじめ、広川中核工業団地や町内外の拠点をつなぎ、新たな産業の展開や地域発展への基盤として期待されています。
- 町内には一級河川筑後川水系「広川」が東から流れ、その流域に細長い盆地状の平野をつくり筑後川に注いでいます。近年は、令和5年7月の九州北部を襲った豪雨により、未曾有の浸水被害を受けるなど、今後も想定を超える集中豪雨の発生が懸念されています。こうした自然災害に迅速に対応し、被害を最小限に抑えられるよう、自助・共助・公助による地域防災力の強化、減災を目標にした災害に強い強靱なまちづくりを推進していくことが重要となります。
- 犯罪などの日常生活における様々な不安の解消に向けた取り組みを推進することで、日々の安心と、これからも暮らし続けたいと思える幸福感や満足感のある生活環境が備わったちょうどいい日常を確保していくことが求められます。

[基本方針の構成と展開]

基本方針1 暮らし 日々の安心と、ちょうどいい日常のあるまち

- 1-1 都市基盤（道路・公共交通）
- 1-2 上下水道・生活排水
- 1-3 住環境
- 1-4 防災・消防
- 1-5 生活安全（防犯・交通安全）

施策1-1 都市基盤（道路・公共交通）

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 人と車が安全に往来できるよう、道路の整備、維持補修が行き届いており、町内外へのヒト・モノの移動・輸送を支えています。
- 住民が安全・安心、快適に外出できる移動手段が確保され、人や地域を相互につないでいます。

施策大綱

- 国道、県道においては、国道3号バイパスの早期実現と県道三瀬上陽線等の主要地方道の整備に向けて、積極的に要請していきます。また、町道においては、環状道路となる幹線道路の整備と生活道路における安全対策の整備を進めます。道路施設等の長寿命化計画に基づき計画的な舗装修繕のほか、定期的な橋梁点検に努め、橋梁の長寿命化を推進するなど、安全で快適な道づくりを目指します。
- 公共交通では、バス路線やデマンドタクシーの運行の維持継続、高速バスの利用促進など、生活を支える地域公共交通の利便性向上、新たな交通体系構築に向けた検討を進めます。

町の取り組み（主要施策）

1-1-1：国道・県道の整備

- 広域的な交通アクセスの向上に向け、渋滞対策をはじめ、未改良区間の早期整備、交差点改良、歩道の整備を関係機関に積極的に要請していきます。特に、国道3号の慢性的な渋滞を緩和し、災害時や救急搬送時などの円滑な移動の確保や速達性・定時性の向上により産業活動の支援を図るため、国道3号バイパスの早期実現を目指します。

1-1-2：町道の整備

- 国道・県道との連携や機能分担、町内地域間の連携強化などに配慮し、将来の財政的負担を踏まえ、環状道路となる町道の整備を計画的・効率的に進めます。

1-1-3：安全で快適な道づくりの推進

- 道路整備にあたっては、危険箇所の改善、排水路の整備、歩行空間の確保など安全性やバリアフリー化、災害時への対応、環境・景観に配慮した安全で快適な道づくりを目指します。

1-1-4：狭あい道路の改修と橋梁の計画的な維持修繕

- 住民が安全で快適に生活できる住環境を確保するため、4 m 未満の狭あい道路の改修を進め、居住空間の改善に努めます。また、舗装修繕計画に基づき、計画的な舗装修繕に努めるほか、定期的な橋梁点検に努め、橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁の計画的な維持修繕を行います。

1-1-5：公共交通機関の充実・利用促進

- 住民の日常生活に不可欠な交通手段確保のため、既存バス路線の利便性向上と路線維持・交通ネットワークの充実に努めるとともに、予約型乗合タクシーの利便性向上に取り組めます。また、都市部へのアクセス向上のため、高速バスの利用促進を進めます。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 国道3号バイパスの重要性について理解を深め、早期実現に向け機運を高めましょう。
- 道路を大切に利用しましょう。
- 多様な交通手段の一つとして、公共交通機関の必要性を理解し、積極的に利用しましょう。

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	備考
1	県道三瀨上陽線歩道整備（牟礼地区） 用地買収執行率	%	-	100	歩道整備用地買収執行率
2	町の道路の整備状況についての満足度	%	32.9	↑	アンケートで町の道路の整備状況について満足と答える住民割合
3	町道の規格改良率	%	65.2	66.0	道路幅4m以上改良率
4	公共交通機関の便利さについての満足度	%	17.2	↑	アンケートで町の公共交通機関(バスなど)について満足と答える住民割合
5	デマンドタクシー利用者数	人	10,726	15,000	年間の利用者数

施策1-2 上下水道・生活排水

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 安定供給が可能な水道施設、水道事業の健全運営により、安全な水が供給され、住民が安心して水道水を使用しています。
- 生活雑排水の衛生的な処理体制により、健全な水循環が維持されています。

施策大綱

- 町内の生活排水対策を推進するため、河川の水質監視や事業所に対する排水の改善、水洗化の普及等、水質汚濁防止に努めます。また、上下水道事業の状況に注視し、中長期的なビジョンを持って事務事業の合理化、効率化や経費の節減等、健全な運営に取り組めます。

町の取り組み（主要施策）

1-2-1：水道事業運営の健全化と施設の長寿命化

- 水道事業の事務事業の合理化、効率化や経費の節減など水道事業の健全運営に努めます。また、自然災害などに備え、安定供給できる施設の構築を図るため、施設の点検診断を行い、長寿命化の推進、施設の更新に備えて積立金の積み増し、維持管理費の縮減に努めます。

1-2-2：下水道・汚水処理施設の整備推進

- 下水道認可区域内の面整備を計画的に行うとともに、認可区域以外の地域における合併処理浄化槽の設置を進め、町全域における汚水処理施設整備の早期実現に努めます。

1-2-3：生活排水対策の処理体制とし尿などの処理体制の充実

- 生活排水対策を推進するため、下水道への加入促進、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備・適正管理を推進するとともに、水質汚濁の防止に努めます。また、下水道事業の進捗に伴うし尿の減少と、浄化槽汚泥の増加も見据えながら、広域的連携のもと、し尿及び浄化槽汚泥処理体制の充実に努めるとともに、県と連携して浄化槽の適正管理に努めます。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 水資源を大切に利用しましょう。
- 家庭排水は下水道に接続、浄化槽を設置するなど、適切に処理しましょう。

数值目標

No	指 標 名	単位	現状値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 9 年度)	備考
1	水道事業建設改良積立金	百万円	576	896	水道事業建設改良に係る累計積立金
2	下水道接続率	%	73.9	76.8	下水道接続済人口/処理区域内人口
3	汚水処理人口普及率	%	87.6	89.0	汚水処理人口/総人口)

施策1-3 住環境

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 空き家等に関する対策、住宅の適切な管理により、安全な生活環境が保たれています。
- 公園の計画的な修繕、改修に取り組み、子どもたちをはじめ、多くの住民が親しむ憩いの空間が確保されています。

施策大綱

- 世代を問わず誰もが暮らしやすい住環境の整備に向けて、住宅の耐震化、危険ブロック塀の撤去、狭あい道路の改修等、住宅空間の利用価値向上を進めます。また、空き家対策では、適正管理を促進し、危険空き家の排除に向け、定住促進と安全・安心な住環境の確保を目指しています。
- 住民の憩いの場、子どもたちが元気に遊べる場として、公園内のトイレの改修や遊具等の空間整備を進め、誰もが安全に快適に利用できる公園づくりを進めます。

町の取り組み（主要施策）

1-3-1：空き家の予防と対策の推進

- 「空家対策の推進に関する特別措置法」及び「広川町空家等対策計画」に基づき、適正管理を促進し、危険空家除去に対する補助を引き続き実施します。
- 空き家を放置した場合のリスクや、相続や贈与など、適切な情報発信により、放置空き家を抑制するとともに、専門職と連携し、空き家の流通・利活用につなげます。

1-3-2：安全・安心な住宅地の形成

- 定住促進と安全・安心な住環境の確保のため、秩序ある開発行為の指導を行います。また、広川町耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震化と危険ブロック塀などの撤去に努めます。

1-3-3：安全・安心な公園づくり

- 公園施設長寿命化計画に基づき、遊具等の安全管理に努め、誰もが安全に快適に利用できる公園づくりを進めます。
- 住民の憩いの場やレクリエーション、健康増進のために活用できる、既存公園の改修に取り組みます。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 住宅を建設する際は、法令を遵守し、適正な開発と土地の有効活用を心がけましょう。
- 空き家、空き地の管理は、所有者が責任を持って行いましょう。継続して管理することが困難な場合は、支援制度等の活用や専門的な助言を受けるなど、空き家、空き地が管理不全のまま放置されることのないよう心がけましょう。
- 安全で安心して暮らせるために、住宅の耐震化について理解を深めましょう。
- 身近な公園や緑地を大切に使い、維持管理に協力しましょう。
- マナーを守って安全に公園を利用しましょう。

数値目標

No	指 標 名	単位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	備考
1	住宅生前整理研修・相談会の参加者数	人	-	40	年間の研修会・相談会参加者数
2	町の居住環境の整備状況についての満足度	%	32.9	↑	アンケートで町の居住環境について満足と答える住民割合 ※10年前現状値は参考値(「市街地の整備状況」の満足度として調査)
3	公園トイレの洋式化	%	38.5	75.0	公園内トイレの洋式トイレの割合
4	町の公園・緑地の整備状況についての満足度	%	23.7	↑	アンケートで町の公園・緑地の整備状況について満足していると答える住民割合

施策1-4 防災・消防

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 様々な災害に備えたまちづくりが進み、住民の安全・安心な暮らしが守られています。
- 消防・救急体制の充実が図られ、住民の安全・安心につながっています。

施策大綱

- 防災対策では、ハザードマップ等の更新、周知等を通じて、防災減災意識の高揚を図るほか、避難所運営の充実、地域とともに避難行動要支援者の把握、避難支援体制の整備、的確な情報伝達に努めます。また、防災拠点施設整備事業への順次着手、土砂災害対策としての砂防ダムの整備や地滑り、急傾斜地対策の実施、治水対策として広川等の県営河川の改修や井堰改修等を推進するなど、ソフト・ハードの両面から、町土の強靱化に取り組みます。
- 消防・救急体制については、消防車・救急車両、資機材の確保、広域活動体制の充実強化を図るほか、消防団員補充対策の強化や研修・訓練の充実による団員の資質向上に取り組み、活性化を図ります。

町の取り組み（主要施策）

1-4-1：総合的な地域防災・減災体制の確立

- 防災拠点施設整備については、災害時に消防団や自主防災組織等の活動拠点となるよう順次着手していきます。また、県や町が提供する災害情報については、住民が取得しやすいように、今後も複数の手段を相互補完的に活用し、的確な情報伝達に努めます。
- 各避難所運営の充実を図り、住民の安全確保に取り組みます。

1-4-2：地域防災体制の充実・強化

- 自主防災組織の設備機能の充実と地域防災リーダーの育成、組織運営・体制強化を推進し、地域防災体制の強化に取り組みます。また、ハザードマップの周知により、防災減災意識の高揚を図ります。

1-4-3：避難行動要支援者対策の充実

- 避難行動要支援者の把握、地域での共有など横断的な避難支援体制の整備を図ります。

1-4-4：常備消防・救急体制の充実

- 消防・救急体制の基盤強化を図るため、消防施設、消防車・救急車などの車両、資機材の整備及び消防職員の確保と広域活動体制の充実強化を図ります。

1-4-5：消防団体制の充実

- 消防団の団員補充対策や処遇改善に努め、研修・訓練の充実による団員の資質の向上を図ります。また、多様化する災害に対応できる装備の充実強化に努めます。

1-4-6：防火・救命に関する知識の普及

- 防火講習会・消火訓練、AED（自動体外式除細動器）による応急手当講習会など、火災予防・初期消火・救命処置の知識の普及を推進します。

1-4-7：治山治水対策の推進

- 必要な河川井堰の改修等について県と計画的に進めていきます。また、防災重点農業用ため池の劣化調査に取り組みます。
- 治水対策として広川等の県営河川の改修推進を図り、土砂災害対策として砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業を推進します。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 自然災害の発生に備え、防災用品の備蓄や防災訓練等に参加しましょう。
- いざというときに支え合えるよう、ふだんから地域との関わりを持ち、地域防災力を高めましょう。
- 災害時の避難場所や身近な危険箇所をあらかじめ把握しておきましょう。
- 高齢者や障がい者、妊産婦等の避難支援や、避難所での援助を求められたときは、できる限り協力しましょう。
- 消防団の活動を理解し、積極的に入団、協力しましょう。
- 大雨時に町内の排水路内へごみや刈り草、落ち葉、土砂などが流れ込み、排水の妨げにならないよう維持管理に協力しましょう。

数値目標

No	指 標 名	単位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	備考
1	避難場所を知っている住民の割合	%	71.2	↑	アンケートで避難所を知っている住民の割合
2	インターネット環境が無い方の防災情報配信登録者数(電話・FAX)	人	37	100	情報(配信)サービス登録者数
3	自主防災組織の活動実施割合(32地区)	%	50.0	100	年間訓練等の活動割合
4	避難支援に関する個別支援計画策定者数	人	52	70	累計個別支援計画策定者数

施策1-5 生活安全（防犯・交通安全）

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 住民が防犯や交通安全に対する知識が深まり、犯罪や事故に巻き込まれない環境づくりが進んでいます。
- 久留米消費生活センターと連携し、消費者被害を最小限に止めるための相談体制が整っています。

施策大綱

- 防犯対策では、八女警察署などとの連携のもと、広報・啓発活動や情報提供などを推進するとともに、行政区との連携により必要な防犯灯の整備と維持管理、防犯カメラの計画的な設置を進めるなど、町ぐるみで防犯体制の強化を図ります。
- 交通安全対策では、広川町通学路交通安全プログラムに基づき、児童・生徒の事故防止対策に取り組むほか、飲酒運転撲滅のPR、危険箇所への交通安全旗の設置など、住民の交通安全意識の高揚を図ります。
- 消費者被害の防止に向けては、行政区の行事に合わせて共催するなど、消費生活への知識の啓発に努めるとともに、久留米市消費生活センターとの連携を継続し、相談しやすい体制を確立します。

町の取り組み（主要施策）

1-5-1：地域防犯対策の推進

- 八女警察署及び八女地区防犯協会、少年補導員などとの連携のもと、広報・啓発活動や情報提供などを推進し、住民の防犯意識の高揚を図ります。また、犯罪被害者などの支援のための推進体制の整備と啓発活動を行います。
- 行政区や事業所及び小・中学校PTA、八女交通安全協会などの自主的な見守り活動をはじめとした安全活動を促進し、町ぐるみによる防犯活動の体制強化を図ります。また、行政区との連携により必要な防犯灯の整備と維持管理を進めます。さらに、町内の危険箇所を選定し、防犯カメラの計画的な設置を進めます。

1-5-2：交通安全意識の啓発

- 交通事故の発生を防止するため、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施するとともに、飲酒運転撲滅のPR、危険箇所への交通安全旗の設置、交通安全運動の展開など、住民の交通安全意識の向上を図ります。

1-5-3：安全な道路環境の整備・維持

- 交通の安全を確保するため、交通安全施設の設置や、歩道が整備された道路への道路照明灯の設置を推進し、安全な道路環境の整備を計画的に進めます。
- 通学路における安全確保のため、教育委員会、道路管理者、警察が連携し、広川町通学路交通安全プログラムに基づいた、児童・生徒の事故防止対策に取り組みます。

1-5-4：消費生活相談の実施・消費生活に関する情報の提供

- 久留米消費生活センターとの連携を継続し、相談しやすい体制を確立します。消費者講座の開催については行政区との連携により、行政区の行事に合わせて共催していきます。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 地域ぐるみで行う防犯活動に積極的に参加しましょう。
- 電話をしながら ATM 操作をしている方を見かけたら、声をかけたり、金融機関の職員や警察に通報しましょう。
- 通園・通学時の見守り等、子どもの安全を守る活動に参加、協力しましょう。
- 交通ルールを守り、交通事故防止に努めましょう。

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	備考
1	防犯カメラ設置箇所数	箇所	27	40	防犯カメラの累計設置箇所数
2	町の防犯・交通安全体制についての満足度	%	32.5	↑	アンケートで町の防犯・交通安全体制について満足と答える住民割合
3	交通事故発生件数	件	88	↓	年間(1月~12月)の交通事故の発生件数
4	迷惑電話防止機器の設置	基	94	120	高齢者のみの世帯または日中に高齢者だけになる世帯への設置累計数

基本方針 2 保健・医療・福祉 一人ひとりの生涯に寄り添うまち



基本方針を取り巻く環境

- 少子高齢化や核家族化、人口減少などにより、家族や地域社会によるこれまでの支え合いが失われつつあり、支援を必要とする人やケースが増えていくことが見込まれる中で、一人ひとりの生涯に寄り添っていく保健・医療・福祉を実現していくためには、一人ひとりの違いや多様性を理解したうえで、互いの垣根を取り払い、共に支え合う社会（地域共生社会）を実現していくことが大切です。
- 町内には、次代を担う子どもたちや、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者、介護を必要としている人、障がいのある人（障害者手帳所持者、医療受給者）等、様々な支援を必要とする人たちが一緒に暮らしています。そのため、本人やその家族、医療、介護の専門職等だけではなく、地域全体で必要な支援や困りごとに寄り添える包括的、重層的な支援体制の構築が求められます。
- いつまでも住み慣れた場所で自分らしく安心して暮らすことができるよう、自身の健康に関心を持ち、健康寿命の延伸とともに、保健・医療・福祉が連携し、地域社会全体で支えながら、いざというときの社会全体のセーフティネットとして、社会保障制度が機能するよう適正な運用が求められます。

[基本方針の構成と展開]

基本方針 2 保健・医療・福祉 一人ひとりの生涯に寄り添うまち

2-1	健康づくり・保健活動・医療体制
2-2	子育て支援
2-3	地域福祉
2-4	高齢者福祉・介護保険
2-5	障がい者福祉
2-6	社会保障

施策2-1 健康づくり・保健活動・医療体制

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 各種健（検）診の受診や保健活動を通じて、住民一人ひとりが自身の健康管理に努めています。
- 地域医療体制、救急時や休日・夜間などの救急医療体制の整備により、必要な医療を安心して受けられる環境が確保されています。

施策大綱

- 住民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、生活習慣病予防に向けた健診をはじめ、特定保健指導の実施や健康教育、健康相談等、フォローアップ体制の充実を図ります。また、各地区で開催される高齢者サロンや地域通いの場などにおいて、健康づくりやフレイル予防に関する講話等を行い、町全体で健康への認識を高めるほか、こころの健康に関しては、相談・支援体制の拡充と社会復帰促進にも注力します。
- 医療体制では、八女筑後医師会との連携のもと、地域医療体制の整備・充実を図るほか、救急時や休日・夜間などの救急医療体制の強化に努めます。

町の取り組み（主要施策）

2-1-1：健康づくり意識の高揚と主体的活動の促進

- 健康寿命延伸のための健康に対する正しい知識の普及や健康づくり意識の高揚を図ります。また、健康づくりに関する自主組織の醸成を促し、健康づくり推進協議会や食生活推進会活動の活発化を通じて住民の主体的な健康づくりを促進します。

2-1-2：各種健診の充実

- 生活習慣病予防に向けた特定健診の実施をはじめ、がん検診などの各種健診の充実を図ります。また、特定保健指導の実施や健康教室、健康相談など健診後のフォロー体制の充実を図ります。

2-1-3：精神保健福祉対策の推進

- 広川町障がい者基幹相談支援センターシエルや県保健所を中心に関係機関との相談支援体制の維持・拡大を目指し、誰もが気軽に早期相談できる環境を整備するとともに、社会復帰に向けた支援等、継続した支援につながるよう推進します。

2-1-4：歯科保健の推進

- 歯科保健に関する住民の意識の高揚や成人歯科健診及び相談事業の実施並びに、乳幼児歯科健診と保健指導の充実に努め、生涯を通じた歯の健康づくりを促進します。また、妊婦歯科健診を実施し、妊婦の口腔衛生の向上を図ります。

2-1-5：感染症対策の推進

- 医療機関との連携のもと、結核や肝炎、新型インフルエンザなどの新型ウイルス感染症に関する正しい知識の普及や予防接種の推進等による感染拡大防止体制の充実に努めます。

2-1-6：食育の推進

- 関連部門が一体となって、食育推進の4本柱（食のバランス、健康、地産地消と伝統料理、食文化と食環境・食の安全）に沿った各種施策を推進します。
- 健診または育児相談の際、管理栄養士による乳幼児の食育についての相談・指導に努めます。

2-1-7：地域医療体制の充実

- 疾病の重症化に加え、新たな感染症などに迅速に対応するため、八女筑後医師会ほか関係機関との連携のもと、地域医療体制の整備・充実に進めます。
- 休日・夜間などの救急医療体制の強化に努めるとともに、救急安心センター事業（#7119）や小児救急の電話相談（#8000）について、町広報やホームページ等による周知を行います。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 定期的に健診（検診）を受診しましょう。受診した結果、要精密検査と判定された場合は医療機関での精密検査を受診しましょう。
- 健康のための生活や運動習慣、食習慣を理解し、実践していきましょう。
- 地域や仲間と健康課題について考え、改善するための活動に取り組んでみましょう。
- 日頃から安心して診察を受けられる、かかりつけ医の確保に努めましょう。
- 医療に関する情報を積極的に入手し、医療に対する関心と理解を深めましょう。
- 救急車はどのようなときに呼ぶべきか、ふだんから意識しておきましょう。

数値目標

No	指 標 名	単位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	備考
1	健康増進のために1日30分以上の運動をしている住民の割合	%	37.1	↑	アンケートで健康増進のために1日30分以上の運動をしていると答える住民割合
2	特定健康診査の受診率	%	52.4	60.0	生活習慣病予防のために40歳から74歳を対象に実施する健康診査の受診率
3	各種がん検診受診率	%	25.5 (R3)	30.0	各種がん検診の受診率
4	乳幼児予防接種完了率(就学前)	%	76.5	85.0	乳幼児予防接種完了率
5	町の医療環境について満足している住民の割合	%	51.7	↑	アンケートで町の医療環境について満足と答える住民割合
6	かかりつけ医を持っている住民割合	%	73.0	↑	アンケートでかかりつけ医を持っていると答える住民割合

施策2-2 子育て支援

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 地域や子育てに関わる関係者が連携した切れ目のない支援によって、安心して子育てができ、地域に支えられながら子どもたちが健やかに成長しています。

施策大綱

- 子育て支援では、子育て中の保護者が孤立しないよう、子育て支援センターの利用を促すなど、地域の実情や時代に即応できる施策を推進し、妊娠期、0歳から18歳までの切れ目のない支援の実施や保育ニーズに対応した事業内容の充実、質の向上とともに、待機児童の発生防止に努めます。
- 広川町子ども家庭総合支援拠点と広川町要保護児童対策地域協議会を中心とした、援助を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな取り組みを推進します。

町の取り組み（主要施策）

2-2-1：総合的な子育て支援の充実

- 広川町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画（広川っ子すくすくプラン）に基づき、病児保育、子育て支援センター事業、乳幼児家庭全戸訪問事業、放課後児童健全育成事業（学童保育所）、ファミリー・サポート・センター事業などを展開し、地域の実情や時代に即応できる施策を推進します。
- 第3期に向けた、子育て世帯へのニーズ調査等をもとに、今求められている現状を把握して、次期計画策定し、計画に則った取り組みを進めていきます。

2-2-2：保育環境の体制整備

- 保育ニーズに対応した事業内容の充実や施設などの保育環境の改善とともに、待機児童の発生防止に努めます。
- 子育て世帯の現状を把握し、一時預かり事業や延長保育事業などの地域保育事業を行い、地域の実情や時代に即応できる施策を推進します。

2-2-3：要保護児童などへのきめ細かな対応

- 広川町子ども家庭総合支援拠点と広川町要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待への対応、ひとり親家庭への支援の推進、障がい児などに対する相談体制の充実など、援助を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな取り組みを推進します。

2-2-4：母子保健と子育て支援の連携強化

- 妊娠期から18歳まで、切れ目のない支援を行います。育児不安や子育ての悩みを解消し、子どもを安心して産み育てられるよう「広川町子どもサポートセンター」を拠点とした各種相談・援助体制の充実に努めます。
- 母子健康手帳交付時や妊婦健康診査、乳幼児健康診査の結果とともに訪問や電話により経過の観察を行い、必要な相談や関係機関につなげます。
- 子育て中の保護者が孤立しないよう、子育て支援センターの利用を促し、育児相談や子育て支援講座を通して、子育て中の仲間づくりなど子育て環境の整備に努めます。また、申請や予約ができる新たな機能を追加した母子手帳アプリやホームページなどを活用し子育て情報を提供します。

2-2-5：「子ども家庭センター」による相談体制の一体化

- 広川町子ども家庭総合支援拠点と広川町子どもサポートセンターの機能を合わせ持つ「子ども家庭センター」により、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行います。
- 妊産婦、保護者、子どもの意見や希望を確認、汲み取りつつ、地域の関係主体とつながり地域資源を活用しながら関係機関のコーディネートを行い、地域と必要なサービスをつないでいくソーシャルワークの中心的な役割を担います。サポートプランの作成や家庭支援事業や地域保育事業への勧奨・措置を行いながら子育て家庭をマネジメントします。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 地域における子育て支援活動に積極的に参加しましょう。
- ワーク・ライフ・バランスや男性の育児参加など仕事と子育ての両立支援に対し、理解を深めましょう。
- 利用者のニーズに沿った適切な保育サービスを利用し、仕事や自身の生活を両立できるよう努めましょう。
- 事業所では、保育サービスや支援に関わる人材育成に努めましょう。
- 地域全体で子育てを担っているとの意識を持って、地域の子どもや子育て家庭を見守り、子育てを地域ぐるみで応援していきましょう。
- 日頃から子育てをしている人同士の交流を深めるなどして仲間づくりに努め、子育ての悩みや困りごとがあるときは、抱え込まずに相談しましょう。

数値目標

No	指 標 名	単位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	備考
1	保育所の待機児童数	人	0	0	保育所への入所を待っている児童数
2	母子手帳アプリの登録者数	人	457	850	母子手帳アプリ「広川まち子の育児日記」の累計登録者数
3	ファミリーサポートセンターの活動件数	件	34	100	年間の活動件数
4	子育て環境に満足している割合	%	24.4	↑	アンケートで子育て環境について満足と答える住民割合

施策2-3 地域福祉

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 多くの住民が地域でともに支え合う意識を持ち、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしています。
- 身近な地域での困りごとに対して、支援する地域の担い手が育っています。

施策大綱

- 地域に暮らす誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに向けて、地域福祉活動を担う様々な主体とともに地域福祉活動を促進し、複雑化・多様化する困りごとに対し、早期に支援につながる相談体制を構築します。
- 高齢者や障がい者などが利用しやすい施設整備や道路整備、住宅改修などを推進し、人にやさしい環境整備に努めていきます。

町の取り組み（主要施策）

2-3-1：地域福祉に関する意識高揚と人材育成

- 地域住民への周知や働きかけにより、地域福祉を担うボランティアの人材育成と、ボランティアが活動できる場の確保に向けた支援を図り、地域福祉活動の促進に取り組みます。

2-3-2：生活・福祉課題に係る相談支援体制の充実

- 社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員協議会や関係団体、民間事業者などとの連携を図り、複雑化・多様化する生活課題など支援が必要な人に対する相談支援体制の構築を継続します。

2-3-3：人にやさしい環境整備の推進

- 高齢者や障がい者などが利用しやすい施設整備や道路整備、住宅改修などを推進するとともに、協議会等による関係機関との連携を図りながら、人にやさしい環境整備に努めていきます。

2-3-4：成年後見制度等の利用促進

- 認知症や障がい等があっても、その人の意思が最大限に尊重され、地域で自立した生活が送れるよう成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進に努めます。
- 成年後見制度の利用促進に向けて、相談支援をはじめ、多職種が連携して相互に関わる地域連携ネットワークや中核機関の整備等、適切な支援につなげるための仕組みを構築します。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 行政や福祉関係者だけではなく、住民一人ひとりが福祉への関心を持ち、ともに生きる社会の実現に努めましょう。
- 地域福祉活動に参加するなど、ボランティア活動に興味を持ち、地域の中で助け合い、支え合う活動を実践しましょう。
- 生活の不安や悩みをひとりで抱えず、町や関係機関に相談しましょう。
- 地域で困っている人がいたら、相談ごとに耳を傾け、支援につなげましょう。手助けできることがあれば、積極的に取り組みましょう。

数値目標

No	指 標 名	単位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	備考
1	福祉教室参加者数	人	566	800	認知症サポーター養成講座など各種福祉教室の年間参加延べ数
2	福祉ボランティア登録者数	人	104	150	介護予防サポーターなど福祉ボランティアの累計登録者数
3	成年後見制度の利用支援者数	人	2	10	成年後見制度の累計利用者数
4	成年後見制度を知っている住民の割合	%	調査中	↑	アンケートで成年後見人制度を知っていると答える住民割合

施策2-4 高齢者福祉・介護保険

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 高齢者が、自身の尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう様々な支援が充実しています。
- 「チームオレンジ」とともに地域で認知症の人を理解し支え合う仕組みづくりが進み、認知症になっても暮らしやすい地域となっています。

施策大綱

- 高齢者が生きがいや役割を持ち、豊かな生活が送れるよう、健康づくりや交流の場の提供、就業支援に努めるほか、緊急通報装置の設置や地域での見守り活動による定期的な安否確認、買物支援など、さらなる福祉サービスの向上や総合的な事業推進体制の強化を図り、住み慣れた地域で安心して住み続けることができるまちづくりを推進します。
- 医療・介護の多職種が連携した包括的かつ継続的にサービスが提供できる体制の構築等、地域包括ケアの深化に向けた取り組みを引き続き推進します。
- 研修会や出前講座を通じて認知症への理解を広めるとともに、医療・介護関係者等と連携しながら、地域の支援者をつなぐ「チームオレンジ」の体制整備を図り、認知症の人を地域で支えるまちづくりを進めていきます。

町の取り組み（主要施策）

2-4-1：介護予防と高齢者支援施策の推進

- これまで実施してきた事業や取り組みの見直しを行うとともに、住民ニーズや新たな課題についての実態把握を行ったうえで、第9次高齢者保健福祉計画を策定し、さらなる福祉サービスの向上や総合的な事業推進体制の強化を図ります。
- eスポーツを活用し、必要な判断力や手指や体を使う運動との連動、視覚・聴覚への刺激、競技を通じた仲間との交流により、高齢者の認知症予防・介護予防につなげていきます。

2-4-2：生きがいづくりと社会参加の促進

- 高齢者が住み慣れた地域で、生きがいや役割を持ち豊かな生活が送れるよう、社会参加の促進や健康づくり・交流の場の提供、知識や技能を生かした就業支援に努めます。

2-4-3：高齢者が住みよいまちづくりの推進

- 生活環境の整備、防災・防犯・交通安全対策の充実を図るほか、緊急時における救急要請などの対応及び日常生活相談、定期的な安全確認を行う緊急通報装置の設置や地域での見守り活動、買物支援など高齢者が安心して住み続けることができるまちづくりを推進します。

2-4-4：在宅医療・介護連携の推進

- 町内の多職種が情報交換を行うための研修会等を企画・実施するとともに、医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的にサービスが提供できる体制の構築に向けた取り組みを推進します。

2-4-5：認知症施策の推進

- 小中学校や一般住民を対象とした出前講座を開催し、今後ますます増加すると考えられる認知症について、広く理解してもらう活動を継続します。
- 地域の支援者をつなぐ「チームオレンジ」の体制整備に向けて、認知症地域支援推進員と協力しながら、医療・介護関係者等と連携するなど、地域の実情に応じた認知症施策の推進を図り、認知症の人を地域で支えるまちづくりを進めていきます。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 地域活動に積極的に参加し、自身の経験や能力を地域の力として生かしましょう。
- 認知症サポーター養成講座等を受講し、認知症への理解を深めましょう。
- 地域での見守り活動に参加しましょう。
- 介護に関する不安や悩みを家庭内で抱えず、町や関係機関に相談しましょう。

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	備考
1	介護予防教室参加者数	人	299	360	介護予防教室に参加した年間の実人数
2	eスポーツ体験会・交流会参加者数	人	0	2,500	eスポーツ体験会や交流会に参加した累計延べ人数
3	地域サロンの普及	箇所	27	30	高齢者の引きこもりや孤立の予防、健康・生きがいづくりを目的に、各地区公民館を拠点に開催される活動の実施地区数
4	地域通いの場の普及	箇所	5	8	介護予防サポーターによる住民主体の通いの場の実施地区数

No	指 標 名	単位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	備考
5	移動販売実施行政区数	行政区	24	30	民間との協働で行う食料品などの巡回販売実施行政区数
6	チームオレンジの設置数	チーム	0	3	認知症サポーターを中心とした支援チーム累計数

施策2-5 障がい者福祉

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 障がいのある人やその家族からの相談に寄り添い、支援やサービスを受けながら、自らが望む暮らしを実現しています。
- 障がいのある人が、社会の一員としてともに支え合いながら、職場や地域で自らの能力を発揮しています。

施策大綱

- 住民一人ひとりの障がいに対する理解を深め、障がいの有無に関わらず社会参加でき、地域での自立した生活を支えていくために、障がい福祉サービスの安定した提供とともに、必要とされる情報の提供や相談体制の整備に努め、支え合いのある自立と共生の障がい者（児）支援を目指します。
- 子どもの成長段階に応じた発達支援に向けて、広川町障がい者等自立支援協議会子ども支援部会を通して町内事業所の連携を図るなど、急増する発達障がい等に対する支援を推進します。

町の取り組み（主要施策）

2-5-1：障がい者支援の総合的推進

- 「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」に基づく障がい福祉サービス、障がい児通所サービスの利用促進を継続し、需要と供給のバランスを管理することで安定したサービス提供が可能な体制を維持します。
- 「障害者地域生活支援拠点センターすいれん」と「障がい者基幹相談支援センターシエル」を中心とした支援体制の充実・強化を図り、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

2-5-2：広報・啓発活動の推進

- 障がい者差別解消支援地域協議会を中心に障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供など、連携体制を強化しながら、さらなる制度の周知・啓発を推進します。

2-5-3：障がい児サービス・相談体制の充実

- 増加している発達障がい等の障がい児について、継続した計画相談支援等を通じて福祉サービスの提供体制の確保に努めます。
- 障がい者基幹相談支援センターシエルを中心に子ども支援部会を通して町内事業所の連携を図ることで、児童の相談支援体制を促進します。

2-5-4：就労機会や社会参加の促進

- 就労支援ネットワーク部会の活動を中心に町内外の関係機関との連携を進め、障がい者の就労の機会や場の拡大に努めます。また、障がい者基幹相談支援センターシエルや関係機関との連携を維持し、相談支援体制の充実を図るとともに障がい者の就労に係る周知・啓発に努めます。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 障がいのある人の権利を尊重し、ともに暮らす社会の一員として理解を深めましょう。
- 暮らしの中で困ったことがあったら、町や相談事業者等へ相談しましょう。
- 利用可能な障がい（児）福祉サービスを積極的に利用し、自立を目指しましょう。
- 障がい者を支援するボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- 障がい者を積極的に雇用するなど、社会参加を後押ししましょう。
- イベントや行事を開催する際は、障がいの有無に関わらず、誰でも参加しやすいように心がけましょう。

数値目標

No	指 標 名	単位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	備考
1	障がいのある人への理解が進んでいると思う住民の割合	%	調査中	↑	アンケートで障がいのある人への理解が進んでいる答える住民割合
2	障がい者等自立支援協議会の開催回数	回	20	20	年間の協議会・各部会会議開催回数
3	就労系事業所（※）への通所者数	人	118	157	年間の就労系事業所通所者数

※就労系事業所とは、就労するために必要な知識・技術を身につける「就労移行支援」、就労の機会を提供し、就労を継続していく「就労継続支援A型・B型」、一般就労の職場に定着できるようにサポートする「就労定着支援」の3種の事業所を指します。

施策2-6 社会保障

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 国民健康保険をはじめとする社会保障制度が、住民の生涯を支える重要なセーフティネットとして、適正に運営されています。

施策大綱

- 国民健康保険をはじめとする社会保障制度は、住民の生涯設計における重要なセーフティネットであるという認識のもと、適正な賦課総額の確保・徴収に努めます。納税意識の高揚や徴収体制の充実を図り、収納率の向上に努めます。
- 後期高齢者医療制度に対する理解を深め、納付意識の高揚や徴収体制の充実を図るなど、後期高齢者医療保険料の収納率向上に努めます。

町の取り組み（主要施策）

2-6-1：国民健康保険事業の適正運営

- 国民健康保険資格異動未届者に対して個別指導を行うなど、被保険者資格の適正化に努めます。また、広報・啓発活動を通じ、国民健康保険制度に対する理解を求め、診療報酬明細書点検や医療費通知などにより適正受診を促進し、医療費の抑制・適正化に努めます。
- 国民健康保険税の適正な賦課総額の確保・徴収に努めるとともに、納税意識の高揚や徴収体制の充実を図り、収納率の向上に努めます。また、引き続き保険税算定方法の見直しに取り組みます。
- 特定健康診査・特定保健指導を行い、生活習慣病対策の強化、ジェネリック医薬品の普及促進に努めるなど、医療費の抑制に努めます。

2-6-2：後期高齢者医療制度の適正運営

- 後期高齢者医療制度に対する理解や医療費に対する関心を高め、適性受診を促進し、医療費の適正化に努めます。また、納付意識の高揚や徴収体制の充実を図り、後期高齢者医療保険料の収納率の向上に努めます。
- 高齢者の健康増進を図り、きめ細やかな保健事業と介護予防を実施するため、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施します。

2-6-3：子ども・障がい者・ひとり親家庭などの医療制度の運営

- 関係各課と連携を密にし、対象者の漏れなどがなく把握に努めるとともに、広報やホームページを活用して制度の周知を図ります。

2-6-4：国民年金制度の周知

- 広報・啓発活動の推進などにより国民年金制度の周知を図るとともに、住民の年金受給権確保のため、年金相談の充実により、制度への住民の理解と関心の向上を図ります。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 自身の健康状態を把握するために、積極的に健診を受診するなど、健康づくりに対する意識付けをしましょう。
- 積極的にジェネリック医薬品を活用しましょう。
- 同じ症状で医療機関を転々とする“はしご受診”はやめましょう。
- 保険税は納期限内に納めましょう。

数値目標

No	指 標 名	単位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	備考
1	国民健康保険被保険者の一人当たりの年間医療費	千円	421	→	国民健康保険被保険者の一人当たりの年間医療費
2	国民健康保険税の収納率	%	94.9	↑	国民健康保険税の収納率
3	後期高齢者医療被保険者の一人当たりの年間医療費	千円	1,186	→	後期高齢者医療被保険者の一人当たりの年間医療費
4	後期高齢者医療保険料の収納率	%	99.9	→	後期高齢者医療保険料の収納率

基本方針 3 産業・地域経済 暮らしに活気と賑わいがあふれるまち



基本方針を取り巻く環境

- 産業・地域経済は、住民の生業として確立すると同時に、本町の持続的な発展を担う重要な取り組みです。特に本町においては、四季の味覚を彩るいちご、ぶどう、梨、桃などのフルーツや、ガーベラや菊、ユリなどの花き、久留米餅といった伝統産業など、農業と工業、伝統と革新とが調和するバランスのとれたまちづくりが進められてきました。
- 人口の減少とともに様々な分野で担い手が減少する中で、本町が暮らしに活気と賑わいがあふれるまちとなるためには、各産業分野で時代変化に即した需要への対応や、新たな技術を取り入れながら、地域間競争に対抗しうる基盤を確立するとともに、農業者や商工業者への支援や連携を通じて、地域経済活動の活性化を図る必要があります。
- 多様な人材、労働力の確保と併せて、事業や業務の省力化、効率化を図り、雇用環境や働き方の変革に努め、各産業の魅力を高めていくことは、職・住が近接する本町の特性を生かした働き方、暮らし方によって、本町が“選ばれるまち”につながる重要な視点となります。
- 太原のイチョウをはじめとした町内の魅力や資源を有機的に結びつけ、ヒトを呼び込み、モノを動かす観光振興への取り組みでは、観光客をはじめとする来訪者の周遊性を高め、滞在時間を延長させるなど、本町の魅力を五感で感じることで、効果を地域の活性化に生かせる新たな観光戦略の展開が求められます。

[基本方針の構成と展開]

基本方針3 産業・地域経済 暮らしに活気と賑わいがあふれるまち

3-1	農林業
3-2	商工業
3-3	観光業
3-4	新規創業者の育成と地域雇用

施策3-1 農林業

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 地域の実情に即した生産基盤が整備され、安心かつ安定した農業経営基盤が確立されています。
- 魅力ある生産基盤で、新規就農者をはじめ、意欲と能力のある担い手が育っています。

施策大綱

- 農業では、持続可能な生産基盤を維持していくためにも、農地の遊休化の抑制とともに、時代に合った生産体制の構築を図ります。また、福岡県や福岡八女農業協同組合など地域関係機関との連携により、地域農産物のPR活動の強化や観光拠点施設イベントへの出店等、販路拡大に向けて多面的に取り組めます。
- 林業では、各種事業の活用や福岡県、福岡県八女森林組合など地域関係機関との連携による林業生産基盤の整備に取り組むとともに、森林荒廃の未然防止と森林の持つ多面的機能の維持に取り組めます。

町の取り組み（主要施策）

3-1-1：農業生産基盤の充実

- 本町の農業生産基盤の維持管理に向けて、広川広域協定運営委員会との連携を進め、国・県補助事業の活用により一層の充実を図ります。
- 農業生産の基盤である農業ハウス等施設・機械の更新・長寿命化、ICT等先進技術を活用したスマート農業の推進に国・県補助事業を活用し積極的に取り組めます。
- 計画的に井堰の統廃合を進め広川町地域防災力の向上と農業の効率化を図ります。

3-1-2：担い手の育成・確保

- 施設・機械等、農業生産基盤の整備や農地集積による規模拡大等の支援により中心的担い手となる認定農業者を育成します。
- 地域関係機関との連携、国・県制度、補助事業の活用により、新たな担い手となる新規就農者、農業後継者の育成・確保に取り組めます。

3-1-3：優良農地の有効活用と耕作放棄地の抑制

- 広川町農業振興地域整備計画を見直し、他の関連計画と整合性をとりながら優良農地を設定します。
- 「地域計画の策定」を行い、ほ場整備地区内水田を中心とした優良農地の認定農業者、新規就農者等担い手の利用・集積を進め、農地の遊休化防止に取り組みます。

3-1-4：消費拡大とブランド化

- 九州自動車道広川 SA を活用した農産物直売体制の充実を図ります。また、観光拠点施設イベントへの出店等による農産物等 PR に加え、メディアや SNS を活用した PR を重点的に行い、産地化・ブランド化に取り組みます。
- 学校、農業者団体と連携した農業体験や、地域農産物を学校給食に活用するなど地産地消、食育に取り組みます。
- 農商工連携による新商品開発を推進し、高付加価値による農業所得向上につなげます。

3-1-5：環境にやさしい農業の促進

- 関係機関と連携し、農業用廃プラスチック類の適正処理に継続して取り組むほか、農薬の適正使用・適正処理についても関係機関と連携し、取り組んでいきます。

3-1-6：森林の保全・育成

- 森林と水資源の保全との関連を考慮した森づくりの視点に立ち、住民及び関係者の意識の高揚を図ります。また、森林組合を中心とした森林施業の共同化や受委託促進による森林整備体制の確立、森林環境譲与税事業及び荒廃森林整備事業の活用により、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮できる森林づくりに取り組みます。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 農道や施設等の整備、維持管理に協力して取り組みましょう。
- 次の世代へ本町の農業を継承するために、就農意欲のある者の情報提供を行うなど、担い手育成を支援しましょう。
- 町内で生産される農産物の魅力を再認識し、地元の農産物を購入、食材に利用するなど、地産地消を心がけ、地元の農産物を応援しましょう。
- 新たな技術を活用した農業、林業に関心を持ちましょう。
- 個人、法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得したときは、届出を行いましょう。

数値目標

No	指 標 名	単位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	備考
1	施設等整備補助事業のうちスマート農業(※1)事業活用件数	件	-	5	スマート農業施設・機械導入累計件数
2	新規就農者育成人数	人	-	25	新規就農者累計数 (R4年度:4人/年)
3	農地中間管理事業(※2)活用による農地集積面積	ha	77	118	農地の貸し付け累計面積
4	ほ場整備完了地区で地域計画(※3)を策定した地区数	地区	-	7	ほ場整備完了地区で地域計画を策定した地区数
5	荒廃森林整備事業による森林整備面積	ha	412	454	未整備森林調査実施区内の荒廃森林間伐面積

※1 スマート農業

省力化・精密化や高品質生産を実現するため、ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用した農業。

※2 農地中間管理事業

農地を貸したい人から農地を借り受け、耕作を希望する人に農地を貸し付ける事業。

※3 地域計画

概ね10年後の農地利用の姿を明確化した設計図と地図のこと。

施策3-2 商工業

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 資金、人材面での支援を活用し、企業において経営基盤の強化が図られています。
- 多様な主体と連携し、伝統産業である久留米絣の技術が継承されています。

施策大綱

- 地域経済の活性化を図るために、商工団体や経済団体との連携のもと、商工分野において取り組む中小企業の成長支援・経営安定などの施策により、経営体質・基盤の強化に取り組みます。
- 新たな産業団地基本構想を進め、企業誘致による雇用の創出と地域活性化につなげます。

町の取り組み（主要施策）

3-2-1：企業の体質強化の促進

- 国、県及び経済団体等と連携し、中小企業の経営規模及び形態に応じた補助、また各種融資制度等の振興施策を講ずることで、経営基盤の改善及び強化並びに経営革新等の中小企業の活性化を進め、経営意欲の高揚や事業の持続的発展を促進します。中小企業の自主的な努力を促し、かつ、創意工夫の取り組みを支援することで経営体質の強化を促進します。また、中小企業者が相談できる場として商工団体等の環境を整え、中小企業者の経営内容や人材の情報、各種事業支援等の情報を把握し、相談・支援体制を強化します。
- 広川町の特産である久留米絣の次代への継承に向けて、久留米絣関連機器の製作等、大学との協定に基づく産学連携事業をはじめ、総合的な振興施策を講ずることで、伝統産業の継承、地域産業の継続的な発展及び事業承継の円滑な推進を図ります。

3-2-2：魅力的な商工業活動の促進

- 商工会による継続性のある後継者育成や個別指導、各種補助制度等の推進等、経営改善に係る活動を継続し、地域産業の活性化につなげます。
- 地域経済の健全な発展を図るため、各種イベントの開催やPR活動、地域消費支援など地域での消費に直接的な影響を与える消費活性化の取り組みを推進し、賑わいのある地域商業環境づくりを実施していきます。

3-2-3：新産業団地構想の推進

- 国道3号バイパス計画や広川 IC といった立地特性を生かして、新たな産業団地基本構想を進め、将来の企業誘致による産業の活性化、雇用の促進等による地域経済の発展を目指します。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 町内で買物をするなど、地元での消費を心がけましょう。
- 事業者は自らの活動に期待される社会的意義・役割を意識し、企業の強みと技術力を生かした創意工夫により、事業の発展、地域貢献に努めましょう。

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	備考
1	町の地場産業の振興に関する取組についての満足度	%	24.3	↑	アンケートで町の地場産の振興や企業誘致に関する取組について満足していると答える住民割合
2	小売商業の年間商品販売額	百万円	11,254 (R3)	→	経済センサスの数値
3	町の商業環境についての満足度	%	23.9	↑	アンケートで町の商業環境について満足していると答える住民割合

施策3-3 観光業

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 本町の強みであるフルーツなどの産品、久留米餅、太原のイチヨウといった魅力が観光客を引き寄せ、広川町を五感で感じることでできる賑わいが生まれています。
- 観光客をはじめ、町内のイベントへの来訪が、町外との交流人口の拡大につながっています。

施策大綱

- 福岡市内を中心に広域観光パンフレットやチラシの配布に加え、携帯端末機器等への掲載を進め、国内外から観光客が訪れる効果的な情報発信により、幅広く広川の観光をPRします。
- 新たな観光農園の設置が、観光客を呼び込む一つの材料と考え、現在の観光農園と新たな観光・体験プログラムとの連携により、多様化する観光客の需要に対応できる観光ルート・観光商品の開発、広域観光連携を進め、国内外から観光客が訪れる地域産業と連携した観光振興を目指します。

町の取り組み（主要施策）

3-3-1：観光・交流資源の充実・活用

- 観光拠点である産業展示会館を軸とした新たな観光戦略に取り組み、観光・交流機能の拡充を進めます。観光ガイドブック「広川手帖」を、福岡市内を中心とした都市圏のレンタカー店・ホテル・旅行代理店・マスメディア・観光名所等への配置依頼に加え、実際に広川町へ訪れた観光客に対しても配布し、周遊を促すことにより、広川町への長期滞在を促します。

3-3-2：地域産業と連携した体験型観光の充実

- 近年増加するいちご狩りの需要を捉え、現在の観光農園と地域産業である久留米餅等を活用した新たな観光・体験プログラムを生み出すことにより、周年による観光を実現するなど、地域産業の充実を図ります。

3-3-3：広域観光体制の充実とPR活動の推進

- 近隣市町との連携による広域観光パンフレットやチラシの配布に加え、携帯端末機器等へのSNS等デジタルを活用した掲載、情報発信を進めていきます。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 交流する意識やホスピタリティ（おもてなしの心）を持って、観光客を迎えましょう。
- 事業所等は、各種イベント等の協賛に努め、地域振興に貢献しましょう。
- 地域の賑わいづくり、特産品、旅行商品の開発と普及など、町の魅力づくりに協力しましょう。
- 町内の様々なイベント情報の発信など、まちの PR 担当であるという意識を持ち、それぞれができるプロモーション活動に取り組んでみましょう。

数値目標

No	指 標 名	単位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	備考
1	観光施設利用者数	人	29,424	45,000	主要観光施設利用状況調査(産業展示会館・古墳資料館・ゴットン館)による年間利用者数
2	産業展示会館店舗の売上額	百万円	31.9	40.0	藍彩市場の年間売上額
3	観光関連の Web サイト・SNS の閲覧数	回	233,936	300,000	年間の閲覧数

施策3-4 新規創業者の育成と地域雇用

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 新規企業の立地や新たな産業が生まれる環境が整い、雇用や地場産業の活性化、ビジネスチャンスにつながっています。
- 町内に雇用の場や機会が増え、若者をはじめ、女性、障がい者、高齢者の就労、定住促進につながる選択肢となっています。

施策大綱

- 新産業・新ビジネスの創出に向け、産官学の連携強化により創業支援、後継者育成や個別指導の体制の整備を行い、時代に沿った各種補助制度の構築等に取り組みます。
- 工業団地や新産業団地をはじめとする町内事業者との連携による雇用の安定と雇用機会の拡充に取り組みます。

町の取り組み（主要施策）

3-4-1：特産品開発、新産業創出などへの支援

- 多様な方々が働きたいと思える魅力的な産業創出・育成に向け、創業塾を開催し、新産業創出者の支援に取り組んでいきます。新たな特産物については、国、県及び経済団体等と連携し、事業展開を進めていきます。

3-4-2：雇用機会の確保と地元就職の促進

- 地域産業の活性化を進めるため、新規創業や販路拡大などの事業支援を進めます。
- 事業所への支援など各種産業振興施策による雇用の場の拡充のほか、ハローワーク、商工会及び町内事業所などとの連携のもと、就職相談や情報提供、職業斡旋を進め、雇用の場の確保、地元就職の促進に取り組んでいきます。

3-4-3：女性、障がい者、高齢者の雇用促進

- 男女雇用機会均等法等の趣旨の普及、啓発を進め、女性・障がい者・高齢者等の雇用促進を図ります。

3-4-4：勤労者福祉の充実

- 労働条件の改善、働きやすい環境づくりについての事業主への啓発等に取り組み、勤労者福祉の充実に努めます。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 仕事への関心、働く意欲を持ち、自己の職業能力向上に努めましょう。
- 地域資源（ヒト・モノ）の活用とともに、産業間での連携による新たなビジネスの創出や新分野への進出に挑戦していきましょう。
- 地域や事業所と連携しながら、求める人材の情報を発信し、雇用を支援しましょう。
- 町内企業で「働くこと」や「広川町で生活すること」など、将来について考える機会を持ちましょう。

数値目標

No	指 標 名	単位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	備考
1	創業支援講座受講者の創業者数	人	-	16	累計創業者数
2	工業団地・新産業団地で働く従業員数に占める住民の割合	%	22.4	24.0	工業団地・新産業団地で働く従業員数に占める広川住民の割合
3	町が行う合同会社説明会により、町内事業所へ就職する人数	人	-	24	累計就職者数

基本方針4 環境保全 地域目線で考え、地球規模の行動を興すまち



基本方針を取り巻く環境

- 本町の豊かな自然の恵みあふれる肥沃な土地や景観は、貴重な財産であり、基幹産業である第一次産業とも密接な関係にあるため、今後も自然環境の保全と共生に向けて、自然環境に配慮した生活様式の定着に努める必要があります。一方で、急速に進む過疎化・高齢化により、野生動物と人との緩衝地帯として機能してきた里山の荒廃等が懸念されています。
- 令和4年12月に2050年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。今後は節電などの一人ひとりの行動変容に加え、再生可能エネルギーの利用など、住民・事業者・行政の各主体が様々な分野で脱炭素社会の実現に向けて「オール広川」で取り組んでいくことが求められます。
- 地球温暖化による自然環境の悪化は、日常生活や産業と密接に関わっており、人類共通の課題として、地域としても取り組むべき重要な課題となっています。そのため、環境との共生を念頭に置き、環境の美化や不法投棄の防止に努めるほか、ごみの発生抑制や再資源化によって極力ごみの減量化を図る4R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ）を意識した行動を心がけるとともに、エネルギー使用の無駄をなくし、自然エネルギーへの転換を図るなど、資源循環型・低炭素社会の実現に向けて地域目線で考え、地球規模の行動を興すまちづくりが求められます。

[基本方針の構成と展開]

基本方針4 環境保全し 地域目線で考え、地球規模の行動を興すまち

4-1 自然環境

4-2 循環型地域社会

4-3 衛生環境・動物愛護

施策4-1 自然環境

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 環境保全意識が高まり、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ取り組みが進んでいます。
- 様々な主体による環境保全活動によって豊かな自然と住環境との調和や景観が維持されています。

施策大綱

- 環境保全に関わる広報・啓発活動や環境学習を積極的に推進し、住民の自主的な環境保全活動の拡大・定着化、ボランティアの育成・支援に努め、町内の豊かな自然環境に配慮しながら、計画的かつ適正な土地利用を推進します。
- 町内の歴史文化、自然環境との相乗効果を発揮する街並み景観など、地域性と独自性を生かした、良好な景観の形成・保全を行います。

町の取り組み（主要施策）

4-1-1：環境保全意識の高揚

- 環境保全に関わる広報・啓発活動や環境学習を積極的に推進し、住民の環境保全意識の高揚に努めます。

4-1-2：環境保全活動の促進

- 環境美化運動の推進、資源物回収、リサイクル運動、省資源・省エネルギーなど、住民の自主的な環境保全活動の拡大・定着化、ボランティアの育成・支援に努め、豊かな自然環境の保全を図ります。

4-1-3：地域の特性を生かした景観の保全

- 本町特有の自然景観や田園・山林と共存する街並みは貴重な景観資源となっているため、住民との連携を図りながら、県が策定した筑後川流域景観計画に基づき筑後川流域の市町と相互に連携し、調和と整合を図りながら本町の特性を生かした景観の保全に努めます。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 町内の美しい自然環境の保全に地域全体で取り組むなど、自然を大切に、地域の景観をみんなで守りましょう。
- 地域や町が行う環境美化活動に積極的に参加しましょう。

数値目標

No	指 標 名	単位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	備考
1	町の自然環境の豊かさについての満足度	%	55.8	↑	アンケートで町の自然環境の豊かさについて満足と答える住民割合
2	自然保護や省資源・省エネルギーなど、環境に配慮した生活をしている住民の割合	%	68.9	↑	アンケートで自然保護や省資源・省エネルギーなど、環境に配慮した生活をしていると答える住民割合
3	行政区における環境美化活動への参加人数	人	5,508 (R5)	↑	年間参加者数

施策4-2 循環型地域社会

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- ごみ問題、資源循環活動に対する意識が高まり、これまでの暮らし方を見直すなど、家庭での資源リサイクルや省エネルギーに取り組んでいます。

施策大綱

- 2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現に向けた取り組みを進めていく「広川町ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、太陽光、小水力発電などの再生可能エネルギーの活用を促進するなど、環境への負担軽減を図ります。
- 八女西部広域事務組合における関係市町との連携のもと、効果的・効率的な処理機能を備えた施設の充実と処理方法の拡充に努めます。また、事業系ごみについても分別の協力を呼びかけ、分別の徹底がごみ減量化・資源化に結びつくよう周知します。

町の取り組み（主要施策）

4-2-1：新エネルギーの利用促進

- カーボンニュートラル実現のために太陽光などの再生可能エネルギーの活用を促進し、環境への負担軽減を図るとともに、まちづくりと一体となった地域脱炭素化を推進します。
- 新エネルギーの利用促進を進めるため、広川防災ダムを活用した小水力発電事業の実施に取り組めます。

4-2-2：ごみ収集・処理体制の充実

- 広域的な処理体制のもと、ごみの排出動向や関連法に即した分別収集体制の充実、広報・啓発活動の推進などを通じた分別排出の徹底に努めます。
- 八女西部広域事務組合における関係市町との連携のもと、効果的・効率的な処理機能を備えた施設の充実と処理方法の拡充に努めます。

4-2-3：ごみ減量化・4R運動の促進及びリサイクルに対する啓発普及

- 積極的な広報・啓発活動により住民及び企業の環境意識の高揚を図り、企業や各種団体などと協力し、マイバッグ運動の推進やコンポスト、EMバケツ等による生ごみの堆肥化、リサイクル活動など、様々な取り組みによるごみ減量化・再資源化に向けた4R運動を推進します。

- ごみ排出モラルのさらなる向上を目指し、分別の徹底がごみ減量化・資源化に結びつき、効果的なごみ処理、環境保全につながるよう啓発します。また、ごみ問題・リサイクルについては、児童期や家庭における教育が重要であり、学校・家庭・社会において、学習できるよう啓発活動を進めていきます。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 自動車の利用は、環境にやさしいエコカーの選択や運転の際のエコドライブを心がけましょう。
- 4Rを心がけましょう。（4R：リフューズ（発生源でごみを断つ）、リデュース（ごみとなるものを減らす）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（資源として再利用します））
- 家庭からのごみ出しの際は、ごみの分別や資源ごみの回収等に積極的に取り組むほか、生ごみの水切りなど、ごみの減量化に協力しましょう。

数値目標

No	指 標 名	単位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	備考
1	CO2削減率	%	18.5 (R2)	28.0	環境省「自治体排出量カルテ」公表数値
2	住民ひとり1日当たりのごみの排出量	g	776	↓	1日の住民一人あたりのごみ排出量
3	4R運動をしていると答える住民の割合	%	74.9	↑	アンケートで4R運動をしていると答える住民割合

施策4-3 衛生環境・動物愛護

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- ごみのポイ捨てなど、不法投棄を行わない意識が醸成され、モラルの向上が図られています。
- 環境保護と動物への愛護意識が醸成され、環境と人と動物のより良い関係づくり（ワンヘルス）が行われています。

施策大綱

- 町内の不法投棄が常態化しないよう、監視活動やごみの適正処理について住民及び事業者に対して啓発するなど、引き続き環境美化活動、衛生的な生活環境づくりに取り組めます。
- 動物の愛護や飼育管理については、住民や県と協力しながら、畜犬登録や狂犬病予防接種などに力を入れるほか、飼い主のマナー向上に取り組めます。

町の取り組み（主要施策）

4-3-1：不法投棄の防止

- 不法投棄防止のため、ごみの適正処理について住民及び事業者に対して啓発を行うとともに、住民や各種団体などの協力を得ながら、県・警察との連携を密にし、不法投棄パトロールを実施するなど、監視体制を強化します。

4-3-2：公害などの環境問題への対応

- 騒音、振動、悪臭、水質汚濁などの公害に対し、監視・指導を推進し、未然防止及び適切な対応に努めます。

4-3-3：動物愛護と適性飼育

- 「人と動物の健康と環境の健全性是一つ」というワンヘルスの考えのもと、動物の愛護と適正な飼育を働きかけます。県と連携し、畜犬登録と狂犬病予防接種の増加に向けて、動物の愛護と飼い主マナー向上など適正な飼育を働きかけます。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 住民等（事業者などを含む）のモラル向上を図り、不法投棄の防止に地域で協力して取り組みましょう。
- 飼い主は、法令に基づいた適正な犬・猫の飼育を行い、マナーを守りましょう。ペットは不妊去勢手術などを実施し、最期まで大切に、適切に飼育しましょう。

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	備考
1	不法投棄の報告件数	件	17	↓	年間の不法投棄報告件数
2	狂犬病予防注射の接種率	%	66.6	↑	狂犬病予防注射の接種率

基本方針 5 教育・文化 郷土を守り、未来を担う人を育むまち



基本方針を取り巻く環境

- 本町の教育は、昭和 33 年に上・中・下の三中学校が統合され、以降は時代に即して、小中学校が連携して9か年で子どもたちの確かな学力の向上、豊かな人間性の育成、健やかな体を育むなど、学校教育の充実に取り組んでいます。近年では、地域学校協働活動本部を設置し、学校運営協議会と連携して取り組むなど、地域と保護者が一体となって児童生徒の育成にあたる、地域総ぐるみによる教育が、本町の特徴ある教育環境として定着しています。
- 本町において郷土を守り、未来を担う人材を育てていくためには、子どもたちがいつまでも自らの可能性を伸ばすことができるよう、幼保小の連携に加え、引き続き小中9か年の一貫した学校教育のさらなる充実を図る必要があります。また、子どもたちが家庭や地域と関わりながら伸び伸びと成長できる家庭教育・青少年健全育成の充実を図るとともに、自分の将来に向かって意欲的に学ぶことのできる教育環境の充実が求められます。
- 人生 100 年時代といわれる中で、誰もが生涯にわたって学び続け、その成果を生かすことができるよう、参加しやすい機会の充実を図るとともに、連綿と受け継がれてきた地域文化の保存、継承、活用のほか、スポーツ・文化芸術に親しめる環境を整え、生涯を愉しめる取り組みを進める必要があります。

[基本方針の構成と展開]

基本方針5 教育・文化 郷土を守り、未来を担う人を育むまち

5-1 学校教育

5-2 家庭教育・青少年健全育成

5-3 生涯学習・社会教育

5-4 スポーツ・文化芸術

施策5-1 学校教育

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、知・徳・体を磨き、自立を支える教育が進められています。
- 地域の活力を教育に取り込み、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育てる社会環境づくりが進められています。

施策大綱

- 学校教育では、一人ひとりの児童生徒が、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、加速度を増し複雑で予測困難となってきた社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることを目指します。
- 老朽化した学校施設の大規模改修を行うなど、施設機能、環境性能及び快適性の高い学習環境を整備するほか、いじめや不登校などに対しては、学校及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、家庭や地域と一体となって未然防止・早期発見・早期解決に努め、安全・安心な風土を醸成し、児童生徒の安全な学校生活を確保します。

町の取り組み（主要施策）

5-1-1：確かな学力の向上

- 基礎的・基本的な学力の向上と個性や創造性を伸ばし、「生きる力」の育成のため、「知識・技能」の習得、「思考力・判断力・表現力」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養を図ります。また、個に応じた指導体制・指導方法の工夫改善に努めながら、時代の変化に対応した教育の充実を図ります。

5-1-2：豊かな人間性の育成

- 人間性・社会性など豊かな心を育むため道徳教育や体験活動の充実を通して、人権を尊重する意識の形成や基本的な生活習慣の確立・規範意識の向上を図ります。

5-1-3：健康・体力の向上

- 児童生徒一人ひとりの実態に応じて、体育の学習や体育的行事などを中心に体力の向上を図ります。また、食事についての正しい知識や、望ましい食習慣を身につけるための食育を学校・家庭・地域が連携して推進します。

5-1-4：いじめ・不登校への対応

- いじめや不登校、その他多様な児童生徒の課題に対し、学校及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携を図るとともに、家庭や地域と一体となった指導体制づくりや教育相談事業の周知を行い、問題の未然防止・早期発見・早期対応に努めます。
- 日々の授業や学校行事などにおいて、すべての子どもが主体となって取り組む「絆づくり」と、すべての子どもが落ち着ける場所となるよう教職員主導で行う「居場所づくり」を充実させ、いじめや不登校などを生まない学校づくりを推進します。

5-1-5：特別支援教育の推進

- 特別支援教育にかかる教材、施設の整備・充実や特別支援介助員などの配置を引き続き行い、特別支援教育の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら、適切な就学相談・支援に努めます。

5-1-6：学校・家庭・地域の連携強化

- 保護者・地域住民の参画による学校運営協議会を中心に、学校・家庭・地域及び教育委員会が連携・協働し、一体となって学校運営の改善や地域とともにある学校づくりを推進します。

5-1-7：今日的な教育ニーズへの対応

- 日常的なタブレット端末の活用など、ICTを効果的に活用した教育活動を推進します。また、グローバル化に対応するために、小学校において英語専科による学習指導の充実を図ります。

5-1-8：教職員の指導力・学校の組織力の向上

- 教職員の資質向上のため、研修会の実施などにより実践的研究を推進し、教職員自らが研究と修養に取り組むことができる体制の充実を図ります。また、教職員の働き方改革を推進し、効果的に教育活動が行える職場環境づくりに努めます。

5-1-9：学校教育施設・設備・機器の整備・充実

- 長寿命化計画に基づき、老朽化が進む学校施設の大規模改修などを実施します。

5-1-10：子どもの安全の確保

- 通学路に関しては、引き続き、学校や PTA からの改善要望に対応していきます。また、登下校時の地域による見守り活動を今後も推進します。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 子どもたちの郷土愛を育み、町の歴史や伝統文化を受け継ぐ人材を育てましょう。
- 地域で学校教育を支え、地域全体で子どもたちを見守りましょう。
- 町内の各小中学校が目指す児童生徒像を共有し、積極的に学校教育に関わりましょう。

数値目標

No	指 標 名	単位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	備考
1	児童生徒の学力の向上	点	小:国 102 算 102 中:国 98 数 94	全国平均 (100)以上	全国学力テスト(全国学力・学習状況調査)の結果
2	児童生徒の体力の向上	点	小:全国平均 +0.98 中:全国平均 +1.18	全国平均 以上	全国体力テスト(全国体力・運動能力、運動習慣等調査)の結果
3	超過勤務が月 45 時間を超えない教職員の割合	%	21.0	100	超過勤務が月 45 時間を超えない教職員の割合
4	小中学校トイレの洋式化率	%	40.2	80.0	小中学校トイレの洋式化率

施策5-2 家庭教育・青少年健全育成

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 家庭教育の重要性を認識し、学校・家庭・地域が連携して子どもの健やかな成長を支えています。
- 子どもたちに様々な体験や世代間交流を通して、郷土愛や豊かな人間性を持った青少年が育っています。

施策大綱

- 子育て支援団体との連携により、発達段階に応じた家庭教育を推進します。
- 青少年の健全育成を目指し、関係機関、家庭などが一体となって取り組む体制を確立し、青少年のまちづくり活動の参画促進や青少年団体の育成・支援を推進します。

町の取り組み（主要施策）

5-2-1 学校・家庭・地域との連携・協働体制の強化

- 学校、家庭、地域との連携・協働により、地域ぐるみで子どもたちの成長を支援していくため、青少年健全育成町民会議やPTAなど各種団体と連携し、みんなで青少年を守り育てる社会環境の整備を図ります。

5-2-2：家庭教育の充実

- 将来を担う子どもの健やかな成長を支援するため、PTAや子育て支援団体との連携により、発達段階に応じた家庭教育の推進を図ります。
- 「子どもの遊び場事業」を推進するため、「まち子のおにわ」において、遊びのイベントを開催し、健やかな子どもの育成に取り組めます。

5-2-3：青少年の活動促進

- 町の各種まちづくり活動などへの参画やイベント、ボランティア活動などへの自発的な参加を促進するとともに、様々な体験活動を通じた青少年のリーダー育成を推進します。

5-2-4：地域ぐるみによる安全・安心活動の促進

- 各種団体や警察などとの連携により、安全ハウスの設置や交通安全に取り組み、見守り活動など安全安心な地域づくりに努めます。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 家庭では、子どもと話す機会や時間を持ちましょう。
- 地域ぐるみで子どもたちを育てるという意識を持ち、地域の子どもたちを見守り、家庭とともに育む意識を持ちましょう。
- 地域と青少年との関わりを重視し、健やかに成長できる家庭、地域環境づくりを心がけましょう。

数値目標

No	指 標 名	単位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	備考
1	青少年のボランティア数	人	276	320	ジュニアリーダー・シニアリーダーのボランティア参加年間延べ人数
2	登下校中の児童生徒の事故件数	件	3	0	年間の事故件数
3	青少年検挙補導件数	件	4	0	年間(1月～12月)の青少年検挙補導件数

施策5-3 生涯学習・社会教育

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 町内の生涯学習拠点施設が積極的に活用され、生涯学習活動を通じて住民の生きがいづくりや交流の場になっています。

施策大綱

- 地域コミュニティ活動をはじめ、学習拠点である地区公民館や町民交流センター等の各施設において生涯学び続けられる環境を整備し、課題やニーズに応じた学習プログラムの提供や自主的な学びを支援するほか、地域との連携を深め、特色ある生涯学習を推進します。

町の取り組み（主要施策）

5-3-1：特色ある生涯学習プログラムの整備と提供

- 子どもから高齢者まで、生涯学び続ける環境整備を図り、課題やニーズの把握に努め、地区公民館や企業・大学等と連携した特色ある生涯学習プログラムの提供を図ります。

5-3-2：地域学校協働活動の充実

- 将来を担う子どもの健やかな成長を支援するため、地域学校協働本部を中心に学校支援活動・学習支援活動・体験活動など、地域と学校が一体となって子どもの育成に努めます。

5-3-3：公民館活動の推進

- 地域における人々のつながりを深めるとともに、諸団体の活動の活性化を図るため、地区公民館を活用した社会教育を推進します。また、活動の拠点となる地区公民館・広場などの施設の充実を図ります。

5-3-4：町立図書館の充実

- 幅広い年齢層に応じた蔵書整備を進めるとともに、図書館を利用しにくい住民に対しても利用できるよう電子図書等の普及を図ります。また、図書館を身近なものとするよう図書館まつり等の図書イベントを定期的を開催していきます。さらに、小中学校と連携して、リーダーを養成する子ども司書講座等を主催し、次代を担う人材の育成に努めます。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 新たな知識・技能を習得する機会として、積極的に生涯学習活動に参加しましょう。
- 生涯学習活動の成果をまちづくり活動に生かしていきましょう。

数値目標

No	指 標 名	単位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	備考
1	地域・企業・大学等と連携した社会教育事業年間開催数	回	23	35	子ども体験教室などの、連携事業開催件数
2	町の生涯学習活動・文化活動に関する取組についての満足度	%	19.4	↑	アンケートで町の生涯学習活動・文化活動に関する取組(各種講座・教室の実施、学習施設の整備・充実など)についての満足と答える住民割合
3	地域学校協働活動を支援する地域住民	人	調査中	↑	学び道場や通学合宿など学校協働活動を支援する住民の年間延べ数
4	図書の年間貸し出し冊数	冊	87,081	95,000	年間貸出延べ冊数

施策5-4 スポーツ・文化芸術

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 誰もがスポーツ・文化芸術を楽しみ、生涯にわたって心身ともに健やかに取り組んでいます。
- 誰もが郷土への誇りと愛情を持ち、受け継いできた歴史や文化の保護・保全・継承に取り組んでいます。

施策大綱

- 幼児から高齢者、障がいのある人など、誰もが生涯を通じて気軽にスポーツに親しみ、健康づくりにつながるよう支援に努めます。
- 地域の文化芸術においては、住民が様々な文化・芸術に触れる機会を増やし、久留米絃等、町内外に本町の誇るべき地域資源を発信していくほか、住民の文化・芸術活動への支援等を通じて、地域の文化芸術への愛着を深め、活動の成果を通じた交流促進を図ります。
- 町内の貴重な有形無形文化財については、その保護や保存にとどまらず、積極的な活用、後世に継承していくことで、まちづくり活動や地域の活性化を図ります。

町の取り組み（主要施策）

5-4-1：スポーツ施設の整備充実

- スポーツ施設については、老朽化の状況や利用ニーズなど、公共施設長寿命化計画に沿って計画的に改修を進めていきます。

5-4-2：多様なスポーツの普及促進

- 体育協会をはじめ各種スポーツ団体の支援に努めるとともに、多様なスポーツ活動の普及促進や様々な団体等と連携したスポーツの振興を図ります。また、中学校運動・文化芸術部活動の地域移行に努めます。

5-4-3：地域住民の文化芸術の振興

- 文化連盟をはじめ各種自主サークルからなる文化芸術団体への支援に努めるとともに、住民による自主的な文化芸術活動の活発化を支援します。
- 地域の特色を生かした文化祭及び講演会や展覧会の開催など、魅力ある文化行事の企画・開催を地域との協働のもとに進め、多様な文化芸術を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に努めます。

5-4-4：文化財の保存と活用

- 指定文化財の適正な保存整備を進めるとともに、久留米絃や伝統芸能など無形文化財を保存するための支援を行います。また、それらを活用した講座や展示など、地域の特色を生かした事業を実施することを通じて、後世に継承していくとともに、新たなまちづくり活動の活性化を図ります。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 町内のスポーツ施設を積極的に利用するとともに、利用の際は安全に、大切に使いましょう。
- 健康づくりのため、年齢・体力に応じたスポーツ活動に取り組みましょう。
- 地域の歴史や文化を風化させないよう、町の財産である文化財を大切に保存・継承しましょう。
- 地域行事、祭りへの参加を通じて、伝統文化の継承に取り組みましょう

数値目標

No	指 標 名	単位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	備考
1	健康づくりのため町の施設を利用する 団体会員数	人	調査中	↑	健康づくりのため、 社会体育施設を利用 している団体会員数
2	日常的に（週1回以上）スポーツ活動 をしている住民の割合	%	23.0	↑	アンケートで日常的 にスポーツ活動をし ていると答える住民 割合
3	文化芸術に関するイベント数	回	3	5	年間のイベント回数

基本方針 6 交流 人とまちの想いを結ぶまち



基本方針を取り巻く環境

- 本町の人口は今後緩やかに減少することが見込まれており、特に若年層の転出により生産年齢人口が減少すると同時に、町外からの転入が減少し、まちの活力の低下が懸念されています。また、住民意向調査による定住意向は、全体で8割以上が「ずっと住むつもりである」、「どちらかといえば住み続けたい」と回答していますが、特に10・20歳代と40～50歳代で「ずっと住むつもりである」と回答する割合が低くなっています。
- 本町が町内外とのつながりや関わりを広げていくためには、美しく豊かな自然やその恵みであるフルーツなどの産品、久留米餅、太原のイチョウといった、様々な魅力とともに、職・住が近接、人が育ち、暮らしに豊かさや遊びのある「広川町ならではのちょうど良い暮らし」を広く発信するなど、情報発信力を高め、人とまちの想いを“結ぶ”取り組みがますます大切になります。
- ゲストハウス「Orige」において関係人口の創出や移住相談に取り組んでおり、今後さらに深化・拡大する取り組みが必要となっています。
- 町内においては日本に住む海外にルーツのある方も増えており、言葉や文化、生活習慣の違いなどから、ふだんの暮らしや地域との関わりの中で様々な困りごとを抱えることも考えられます。そのため、学習支援、相談支援等、相互理解を深めるほか、今後は地域でともに暮らす一員として、多様性を受け入れ、人と人とのつながりを築いていくとともに、地域のコミュニティ、活力の創出など、新たな力に変える原動力に変えていく必要があります。

[基本方針の構成と展開]

基本方針6 交流 人とまちの想いを結ぶまち

6-1 地域間交流（国内・国際）

6-2 移住・定住・出会い

施策6-1 地域間交流（国内・国際）

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 町内外でのつながりを通じて“広川町のこと”や“地域のこと”について考え、関わる機会が増えています。
- 生活習慣や文化の違いを認め合い、ともに地域の一員として暮らす多文化共生の意識が広がっています。

施策大綱

- 観光拠点施設における様々なイベント開催を通じて、町外との交流を促進するほか、本町の魅力や活動等について、メディアや媒体を効果的に活用し、様々な目線から町内外へアピールすることで、町外からの興味や関心を惹き、認知度・イメージの向上を図ります。
- 住民一人ひとりが個性を尊重し合いながら、様々な国籍や文化の違い・価値観を受け入れ、誰にとっても暮らしやすい多様性を受け入れる多文化共生のまちづくりを推進します。

町の取り組み（主要施策）

6-1-1：地域間交流の促進

- 観光拠点施設の活用と様々なイベントや連携事業をきっかけに、町に関係を持つ人を増やし、広川町を知った人、関わった人がさらなる関係人口を誘引する循環をつくります。併せて、関係人口の活躍の場を、地域課題と結びつけ、解決につなげます。
- eスポーツの持つ世代、性別、地域、障がいの有無など、あらゆる垣根を越えて参加できる特性を生かし、誰もが一緒に楽しめる交流の機会を創出します。

6-1-2：多文化共生のまちづくりの推進

- 在留外国人が暮らしやすいまちづくりを進めるため、言語の問題に対する支援や交流の場づくりなど、多文化共生のまちづくりを推進します。
- 国際交流や国際理解教育等の活動を通じて、住民の国際感覚の醸成を図り、グローバルな人材の育成に努めます。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 国際交流や地域間交流に関心を持ち、町外の他地域や異文化に対する理解とそれを受け入れる寛容な心を持ちましょう。
- 国籍・地域や性別、障がいの有無等による違いを認め合い、誰もが社会参加しやすい環境づくりに努めましょう。
- 地域間交流・国際交流で得た知見を地域の発展や多様性のあるまちづくりに生かしましょう。

数値目標

No	指 標 名	単位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	備考
1	国内外との交流活動の満足度	%	7.8	↑	アンケートで町の国内外との交流活動について満足と答える住民割合
2	多文化共生イベントに参加する外国人の数	人	27	100	地域防災訓練や各イベントに外国人が参加する年間延べ人数

施策6-2 移住・定住・出会い

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 関係人口の拡大により、町内外を問わず地域で活動する人材が確保され、地域の活力になっています。

施策大綱

- 宿泊ができる交流施設であり、移住相談の窓口でもある Orige を拠点に、訪れた人に効果的な情報を発信するとともに、雇用の場の確保、経済的支援に取り組み、移住支援体制の充実に努めます。
- 町内で結婚を希望する方々に、出会いの場や機会を創出し、地域での定住につながるよう支援します。

町の取り組み（主要施策）

6-2-1：情報発信と相談対応の充実

- 移住を検討している人に広川町での暮らしがイメージできるような丁寧な情報を届けるとともに、Orige と連携し、利用者のニーズに応えられる細やかな相談支援に努めます。

6-2-2：定住につながる環境づくり・施策の推進

- 移住から定住に向け、「住む」「働く」「子どもを育てる」「老後を過ごす」「地域性を知る」など広川町での暮らしの情報を発信します。
- 創業塾の開催や小規模事業者支援対策事業補助金の活用により、新規・既存事業者の支援と、雇用の場の確保に取り組んでいきます。
- 定住化に向け、出産・子育ての包括的な支援強化にも取り組んでいきます。
- 結婚を希望する方への婚活イベントやセミナーの開催等を通じて、出会いの場や結婚のきっかけづくり、成婚に向けた支援を行います。
- 特色ある教育環境づくりに取り組み、移住定住を促進します。

6-2-3：人口減少地域の定住化に向けた施策の推進

- 特に人口の減少が予想される上広川校区において、地域を維持・活性化することは喫緊の課題です。各種施策を推進し、上広川校区振興に努めます。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 地域課題の解決に向け、関係人口と連携した取り組みに積極的に参加しましょう。
- 移住者の住まいとして活用可能な使用していない空き家や空き地の情報を提供し、有効活用を検討していくなど、新しい人の流れを受け入れるための機運を地域で醸成しましょう。
- 移住してくる人も暮らし続ける人も、ともに暮らしやすい環境づくりに努めましょう。

数値目標

No	指 標 名	単位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	備考
1	広川町に住み続けたいと思う住民の割合	%	83.1	↑	アンケートでこれからも広川町に住み続けたい(どちらかというに住み続けたい)と答える住民割合
2	社会増減数	人	95	150	年間(1月～12月)の社会増減数 (転入者-転出者)

基本方針 7 住民協働・行財政運営 持続可能な明日を築くまち



基本方針を取り巻く環境

- 人口減少や少子高齢化により地域コミュニティの活力低下や担い手が不足する中で、本町では、住民と行政がより良いパートナーシップを築き、住民との協働によるまちづくりを支援してきましたが、これからも持続可能なまちとして発展していくためには、住民をはじめとする様々な主体が、それぞれの特性を生かしながら、地域の課題を把握し、共創して地域のさらなる発展に取り組んでいく必要があります。
- 社会の様々な分野において女性が参画する必要性が認識されてきていますが、女性の社会参画はまだまだ十分に進んでいない状況にあり、引き続き誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が求められます。
- 近年ではインターネットによる人権侵害や性的少数者への理解不足等、新たな課題も生じるなど、国籍・地域や民族、性別、障がいの有無等による違い（多様性）を認め合う社会が求められており、一人ひとりの価値観に基づく多様な生き方の実現を後押しするとともに、まちづくりを通じて、様々な交流・つながりを創出していくことが重要となっています。
- 行財政運営においては、住民の目線に立った質の高い行政サービスを提供するなど、より多様化する住民ニーズや高度化・複雑化する行政課題に確実に対応していく人材育成を図るなど、時代に即したよりスリムで、効率的・効果的な行政運営が求められます。

[基本方針の構成と展開]

基本方針7 住民協働・行財政運営 持続可能な明日を築くまち

7-1 住民協働

7-2 人権・男女共同参画

7-3 行財政運営

施策7-1 住民協働

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 地域住民が地域の課題を把握し、課題解決に向けて取り組んでいます。
- 住民一人ひとりがそれぞれの能力を発揮し、支え合い、つながり合いながらまちづくりに参加して、地域に愛着と誇りを持って暮らしています。

施策大綱

- 住民参画を推進するために、職員の住民参画への共通認識を進め、パブリックコメント制度による住民参画の機会の増加や、動画による情報発信を加えた情報提供手段の拡大により、まちづくりや施策等への参画と協働を進めます。
- コミュニティ活動内容など情報提供・助言を行うとともに、ボランティア活動センターによる育成支援、活動の中心となる地区公民館などの施設や設備の充実に努め、今後ニーズが高まっていく生活に密着した活動への支援を強化していきます。

町の取り組み（主要施策）

7-1-1：住民参画の推進

- 住民参画を推進するために、町の各種計画を決定する過程において、パブリックコメント制度による住民参画の機会づくりに取り組みます。

7-1-2：広報・広聴の充実

- 広報誌、回覧、ホームページ、LINE やdボタンなど情報提供手段のさらなる活用と動画による情報発信に取り組みます。

7-1-3：まちづくり情報拠点の機能強化と人材育成

- ボランティア活動センターの機能強化を図り、生活に密着した活動へのさらなる支援を行うとともに、住民提案型事業の構築により、まちづくり団体の育成・支援を行います。

7-1-4：コミュニティ意識の醸成

- 地域に対し、コミュニティ活動内容など情報提供・助言を行い、自助・互助の意識を育み、地域活性化や青少年育成などを促進していきます。

7-1-5：コミュニティの支援

- 地域コミュニティ推進事業や自主防災組織の育成、防犯活動、交通安全活動、高齢者の見守り、子育て支援活動など様々な活動への支援を行います。
- 地域の自主性を尊重しながら、地域づくりを伴走します。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 町が策定する様々な計画や指針などに関心を持ち、パブリックコメントに積極的に意見を提出しましょう。
- 町の広報誌やホームページ、町議会の映像配信、町政に関する情報の把握に努めましょう。
- 住んでいる地域に関心を持ち、地区公民館等でのコミュニティ活動へ積極的に参加しましょう。

数値目標

No	指 標 名	単位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	備考
1	町の広報・広聴活動に関する取組についての満足度	%	27.3	↑	アンケートで町の広報・広聴活動に関する取組(広報紙やホームページなど)について満足していると答える住民割合
2	広川町公式 LINE 登録者数	人	4,293	7,500	累計登録者数
3	ボランティア団体登録数	団体	30	↑	ボランティア活動センター登録団体数
4	地域活動やボランティア活動に参加したいと思う住民の割合	%	19.3	↑	アンケートで地域活動やボランティア活動に参加したいと答える住民割合

施策7-2 人権・男女共同参画

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 性別、性的指向、性自認、障がい、いじめ等、あらゆる差別のない多様性に満ちたまちづくりへの取り組みが進んでいます。

施策大綱

- 同和問題をはじめあらゆる人権問題の早期解決に向けて、相談体制の充実や人権教育・啓発活動の充実を図り、住民の人権意識の高揚を目指し継続した取り組みを実施します。
- 男女共同参画に向けて、女性活躍推進法に基づき、政策決定の場へ女性の登用を推進するなど、女性が活躍できる環境をつくっていきます。また、相談体制の充実やDV対策などに継続して取り組み、配偶者等からの暴力を容認しない社会を目指します。

町の取り組み（主要施策）

7-2-1：人権教育・啓発推進体制の充実

- 特定職業従事者をはじめ、地域の実情に即して実践できるリーダーの育成や人権問題に関する意識調査の実施など実施します。また、広川町人権・同和教育推進協議会の活性化を図るなど、町民と一体となった人権教育・啓発推進体制の充実に努めます。

7-2-2：人権教育・啓発の推進

- 町民一人ひとりが人権問題を単に知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に表われる人権感覚を持つことができるよう、学校、家庭、地域、職域その他あらゆる場面を通じて効果的かつ継続的に推進します。

7-2-3：人権問題の早期解決に向けた相談体制の整備

- 人権擁護委員や弁護士会等と連携し、当事者の立場に立ったきめ細かな相談活動ができる体制を整え、人権問題の早期解決に向けた人権擁護の取り組みを推進します。

7-2-4：男女共同参画の推進

- 多様な学習機会を通じて、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる場面を通じて、男女共同参画の趣旨や取り組みについての理解を推進します。さらに、女性団体・女性リーダーの育成及び女性の視点、意見を反映させるため、審議会などへの女性の登用率の向上を図り、政策・方針決定の場への男女共同参画を促進します。

7-2-5：DV 被害相談体制の充実と支援

- 多様化・複雑化する DV 被害事案を踏まえた相談・支援機能、DV 対策を推進する庁内所管課との連絡・調整機能を合わせた DV 被害相談体制を充実し、その役割を果たしていきます。
- 被害者が安心して身近な窓口相談し、緊急の場合には、被害者やその同伴家族の身の安全が確保され、必要な支援を受けることができる体制を充実させていくとともに、被害者を発見しやすい立場にある関係機関、団体等との協力のもと、早期発見に取り組めます。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 人権について理解を深め、互いの人権を尊重しましょう。
- 地域活動・家事・育児・介護などを男女で協力して行いましょう。
- 事業所では、性別にとられない職場や仕事と生活が調和できる労働条件の整備、様々な場面で一人ひとりが活躍できる環境づくりに努めましょう。

数値目標

No	指 標 名	単位	現状値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 9 年度)	備考
1	町の人権教育・啓発に関する取組についての満足度	%	13.7	↑	アンケートで町の人権教育・啓発に関する取組について満足と答える住民割合
2	人権に関するセミナー等の参加者数	人	410	470	年間の参加実人数
3	審議会等における女性の登用率	%	26.4	30.0	地方自治法(第 202 条の 3)に基づく審議会などの女性の登用率
4	町の男女共同参画の推進に関する取組についての満足度	%	9.9	↑	アンケートで町の男女共同参画の推進に関する取組(男女平等意識の啓発、委員会などへの女性の登用など)について満足と答える住民割合

施策7-3 行財政運営

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 利用しやすい行政サービスを提供するスマート自治体への変革が進んでいます。
- 社会情勢の変化に対応した効率的、効果的な行財政運営が図られています。
- 中長期的な財政見通しを踏まえながら、健全な財政運営に努め、持続可能なまちづくりを進めています。

施策大綱

- 行政運営においては、デジタル技術を取り入れながら、安全性、効率性、利便性の向上に努めるとともに、行政評価、各職員の自己点検・目標管理シートによる事務改善、官民連携による事業の実施により、住民サービスの向上を図ります。
- 選択と集中を実現する財政計画の見直しを行い、持続可能な行政経営に向けたシステムを構築するほか、自主財源の確保に向けて、ふるさと納税の返礼品充実、店舗型ふるさと納税の利用店舗を拡大するなど、受け付ける環境を整えます。

町の取り組み（主要施策）

7-3-1：デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

- 「広川町DX推進計画」に基づいて、行政手続のオンライン化やICTの活用などを推進し、住民サービスの向上や内部事務の効率化を図ります。
- 社会保障・税番号制度による個人番号カードを利用した情報連携を行い、手続の簡素化を図ります。
- デジタル技術の利活用により、年齢、障がいの有無、経済的な理由などに関わらず、誰もが取り残されず、すべての町民がデジタル化の恩恵を受けられる環境づくりに取り組みます。
- デジタル化社会における情報セキュリティについて、国のガイドラインの改正に合わせて本町情報セキュリティポリシーを見直します。

7-3-2：行財政改革の推進

- 行財政改革の推進に向けて、既存施策の重要性や費用対効果を検証し、歳入・歳出の両面から見直しを進め、効果的で質の高い住民サービスの提供に取り組みます。
- 施策評価及び実施計画事業評価等の行政評価や、各職員においては自己点検・目標管理シートによる事務改善を継続します。

7-3-3：人材の育成

- 人材育成計画書を作成し、「目指すべき職員像」を明確にしたうえで、職員の能力向上に努めます。人事評価制度にも連動させることで、より効果的な人材育成を行います。
- 職員が協力して「人を育てる職場風土」を築き、「チームで仕事をする組織」への変革につなげます。

7-3-4：健全な財政基盤の確保

- ふるさと納税制度の返礼品の充実を図るほか、店舗型ふるさと納税の利用店舗を拡大して、様々な手段で寄附を受け付ける環境を整えます。
- 今後も各関係機関との連携を密に行い課税客体の把握を強化し、収納率向上のため納付に係る利便性を高め、口座振替の推進やコンビニ納付・スマート決済等の納付方法の周知を行っていきます。

7-3-5：選択と集中に基づく財政運営の推進

- 経済状況の変化や財政制度の改正に合わせ、財政計画を随時見直し財政課題の解決に努めます。総合計画に基づく各種事業については、財政計画や予算編成において、優先順位を設定し実施します。
- 新規・重点事業を実施する際に、特定財源の確保や既存事業の統廃合・縮小等により必要な財源を確保するように努めます。

7-3-6：計画的な基金の積立てによる財源確保

- 将来の財政負担を考慮し、計画的に基金の積立てを実施し、学校及び公共施設の更新等に必要な財源を確保するように努めます。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 情報通信技術（ICT）を使いこなす能力を積極的に身につけ、デジタル化されたサービスを利用してみましょう。
- より良いサービスの提供、事業の効率化につながる民間活力の導入についてともに考えていきましょう。
- 広域圏や民間の持つ資源やノウハウを生かし、まち全体が持続的に発展できる新たな枠組みをつくっていきましょう。
- 町の財政状況や行政運営について関心を持ちましょう。
- 住民共有の資産として、公共施設等を長く大切に利用しましょう。

数値目標

No	指 標 名	単位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	備考
1	マイナンバーカード普及率	%	75.6 (R5.8月末)	100	マイナンバーカードの全住民に対する交付率
2	オンライン化した行政手続き数	件	38	58	行政手続き累計件数
3	やりがいをもって仕事ができている職員の割合（職員アンケート等）	%	-	80.0	職員アンケートにより、やりがいをもって仕事が出来ていると回答した職員の割合
4	町税収納率	%	98.6	↑	町民税、固定資産税、軽自動車税の収納率
5	ふるさと納税金額	千円	139,739	1,000,000	個人からの年間ふるさと納税額
6	基金積立額	千円	80,000	→	年間の積立額